

第3期雲仙市地域福祉計画

第3期雲仙市地域福祉活動計画

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度



令和3年3月

雲仙市

社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	2
2 計画策定の背景	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1 雲仙市の概況	10
2 福祉の状況	13
3 市民意識調査の結果概要	16
4 団体調査の結果概要	17
5 地域座談会・グループインタビューの結果概要	18
6 各種調査結果に基づいた課題の整理	19
第3章 計画の基本的考え方	31
1 基本的考え方	32
2 基本理念	32
3 基本目標	33
4 施策の体系	34
5 雲仙市の福祉関連計画が共通して取り組むこと	36
第4章 地域福祉推進のための施策の展開	39
基本目標1 包括的な支援体制の基盤づくり	40
基本目標2 地域で支え合い、助け合う仕組みづくり	42
基本目標3 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり	47
基本目標4 安全で安心して暮らせる地域づくり	53
第5章 計画の推進	57
1 協働による計画の推進	58
2 計画の進行管理	59
3 推進体制の構築	59
資料	61
1 雲仙市地域福祉計画策定及び推進委員会 関係資料	62
2 用語解説	65

第 1 章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

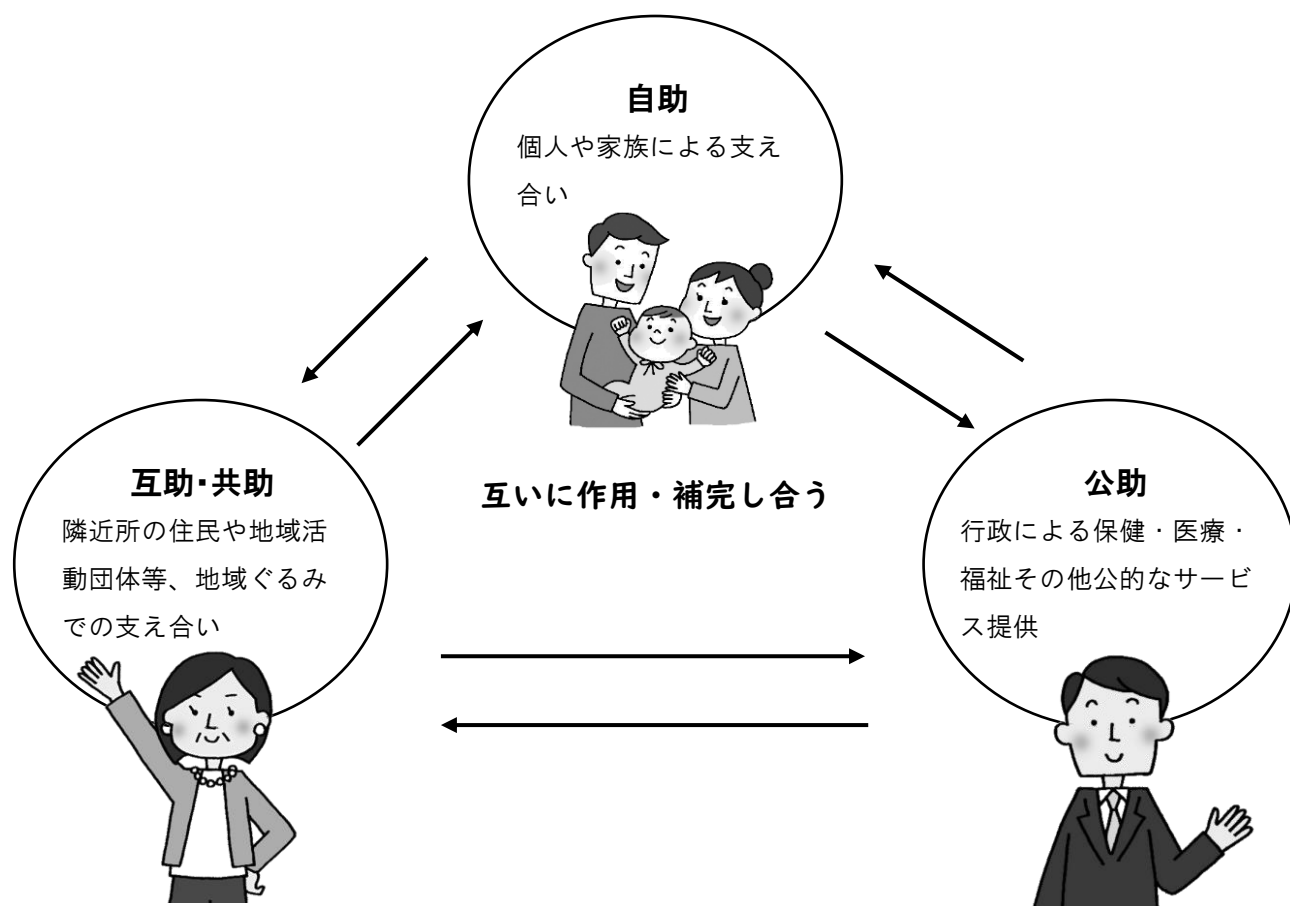
「地域福祉」とは、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や地域で活動を行う団体、行政機関等が互いに協力することで、住民同士で互いに支え合い、助け合うことができる関係性やその仕組みをつくることです。

地域福祉を推進していくことによって、日常生活を送る上での不安や困りごとを地域で活動する団体や行政等との連携によって解決に導くことができ、誰もが地域の中で自分らしく安心して暮らせる社会の構築につながります。

このように、地域の中でお互いがお互いを支え合う関係性を育むことで、地域課題の解消やより良い支援の仕組みづくりにあたります。

地域福祉の推進にあたっては、下図に示した「自助」「互助・共助」「公助」の考えを踏まえることが重要です。個人や家族による支え合い（自助）のほか、住民同士や地域で活動を行う団体との連携（互助・共助）、個人や団体に対する福祉サービスや公的支援（公助）のそれぞれが互いに作用・補完し合うことで、お互いに力を合わせ、支え合う関係性の構築を図ります。

■自助、互助・共助、公助の考え方



2 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会は大きく変化しています。地域福祉においても、地域で活動する団体の担い手不足や住民同士のつながりの希薄化に加え、子育て世帯や高齢者、障がい者・児に対する従来の分野別によるサービスでは対応困難な制度の狭間の問題や生活課題の多様化、複雑化がみられており、新たなニーズに対し柔軟な施策の推進が求められています。

国では、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がい者、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針を提示しました。また、同年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性が示されています。

その後、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正された社会福祉法では、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されました。また、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、「重層的支援体制整備事業」の創設等が新たに規定されました。

雲仙市（以下、「本市」という。）、及び雲仙市社会福祉協議会では、平成28年3月に「第2期雲仙市地域福祉計画・第2期雲仙市地域福祉活動計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、「助け合い、支え合いで育む 福祉のまちづくり『地域のみんなでたすけ愛 地域のみんなでささえ愛』」という基本理念のもと、地域福祉を推進してきました。

このたび、第2期計画の計画期間満了を迎えたことから、令和3年度から令和8年度の6年間の本市の地域福祉推進の方向性を示す「第3期雲仙市地域福祉計画・第3期雲仙市地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画は、国の動向やこれまでの地域福祉関連施策の進捗状況のほか、策定にあたり実施した各種調査、座談会等の結果を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢等に対応したものとします。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、地域住民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

本市では、地域福祉推進に向けた基盤づくりを目的とする地域福祉計画と、具体的な活動を定める地域福祉活動計画を一体的に策定することで、行政、市民、団体、ボランティア・NPO、事業者等、地域の多様な主体の役割を明らかにし、地域全体で支え合う福祉のまちづくりを推進します。

■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

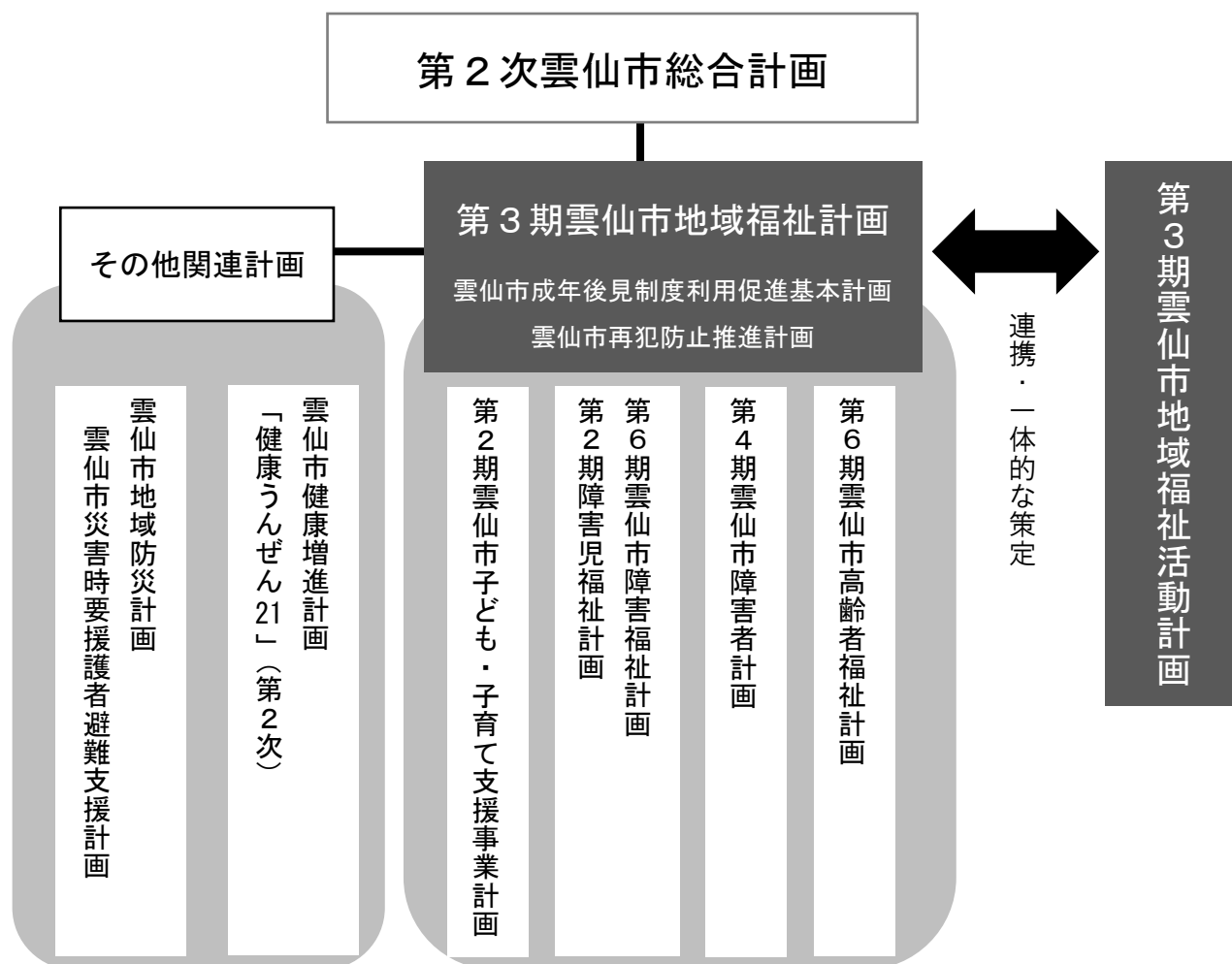
第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（２）関連計画との整合性

本計画は、本市のまちづくりの方針を示す「第２次雲仙市総合計画」を上位計画として位置づけるとともに、高齢者、障がい者、児童、その他各分野の具体的施策を定めた関連計画との連携・整合を図り、市民がともに支え合う地域社会の構築を目指します。

また、本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「雲仙市成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「雲仙市再犯防止推進計画」について、本項目の一部を位置づけます。



■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和8年度の6年の計画とし、社会情勢の変化や法改正等、国・県の動向を踏まえた上で、必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
総合計画	第2次						第3次	
地域福祉計画 地域福祉活動計画	第3期（本計画）						第4期	
高齢者福祉計画	第6期			第7期			第8期	
障害者計画	第4期						第5期	
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期 第2期			第7期 第3期			第8期 第4期	
子ども・子育て 支援事業計画	第2期				第3期			
健康増進計画「健康うんぜん21」	第2次		第3次					

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下の体制により、現状把握及び課題の抽出と計画内容の協議を進めます。

①基礎調査(統計資料、社会情勢の把握等)

- ・ 社会潮流の整理
- ・ 市の関連施策把握
- ・ 国・県の動向
- ・ 統計データ分析

市民意識調査集計・分析

回収数 969 票

対象：18 歳以上の市民

②現状・課題把握

- ・ 庁内ヒアリングシート配布による
現行計画の評価検証
- ・ 関係団体アンケート調査、聞き取り調査 等

現状・課題の抽出

③計画骨子案・素案の作成

骨子案の作成

計画素案の作成

- ・ 基本理念、基本目標
- ・ 施策、事業、重点目標等の検討
- ・ 指標の検討
- ・ 推進体制の検討

策定委員会の開催

雲仙市地域福祉計画策定及び推進委員会
(第1回)

雲仙市地域福祉計画策定及び推進委員会
(第2回)

パブリックコメントの実施

雲仙市地域福祉計画・地域福祉活動計画
策定

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 雲仙市の概況

(1) 人口構造

本市の総人口は、平成27年から令和2年にかけて、45,790人から42,776人へと3,014人減少しています。

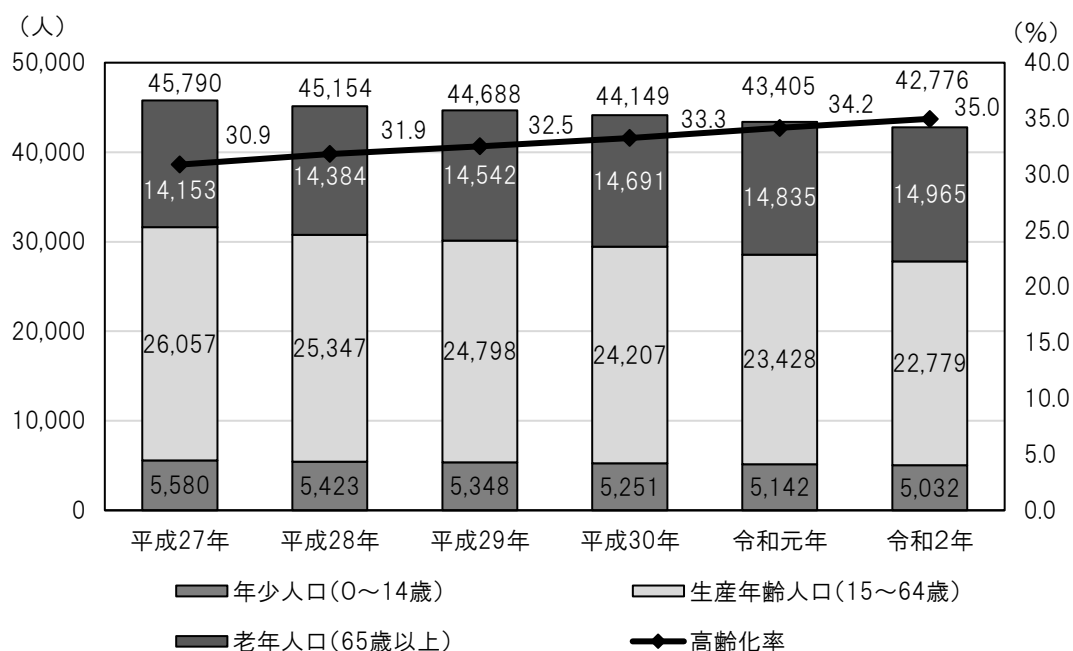
年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少しており、なかでも生産年齢人口は26,057人から22,779人へと3,278人減少しています。一方、老年人口は14,153人から14,965人へと812人増加しており、特に65～74歳の前期高齢者は5,917人から6,940人へと1,023人増加しています。

また、地区別人口・地区別高齢化率をみると、国見町で最も老年人口が多く、3,450人となっています。一方、総人口に占める老年人口の割合を示す高齢化率は、小浜町で最も高く、42.0%となっています。

■人口の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
年少人口（0～14歳）	5,580	5,423	5,348	5,251	5,142	5,032
生産年齢人口（15～64歳）	26,057	25,347	24,798	24,207	23,428	22,779
老年人口（65歳以上）	14,153	14,384	14,542	14,691	14,835	14,965
前期高齢者（65～74歳）	5,917	6,133	6,298	6,470	6,687	6,940
後期高齢者（75歳以上）	8,236	8,251	8,244	8,221	8,148	8,025
総人口	45,790	45,154	44,688	44,149	43,405	42,776
高齢化率	30.9%	31.9%	32.5%	33.3%	34.2%	35.0%

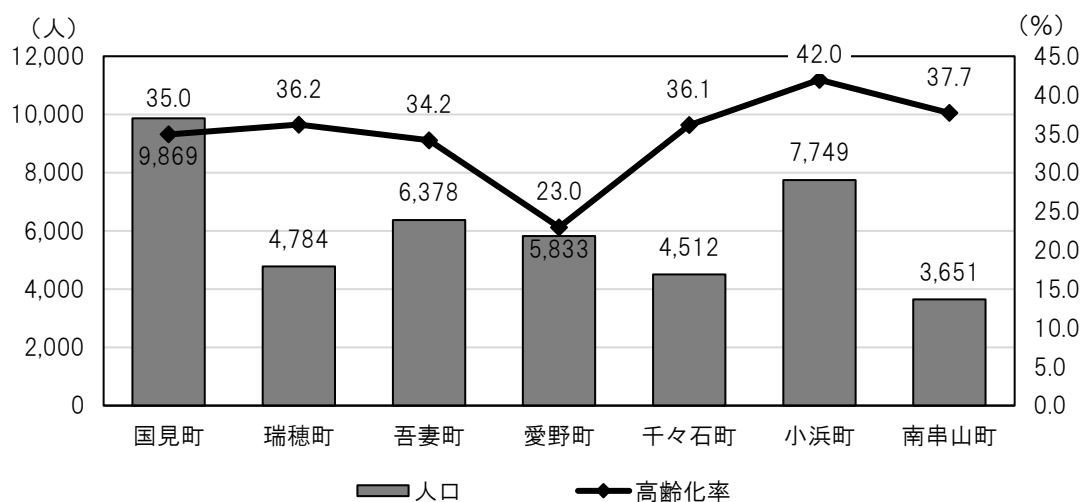


資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

■地区別人口・地区別高齢化率

単位：人

	国見町	瑞穂町	吾妻町	愛野町	千々石町	小浜町	南串山町
前期高齢者（65～74歳）	1,561	826	1,054	665	778	1,422	634
後期高齢者（75歳以上）	1,889	906	1,127	676	853	1,831	743
老年人口（65歳以上）	3,450	1,732	2,181	1,341	1,631	3,253	1,377



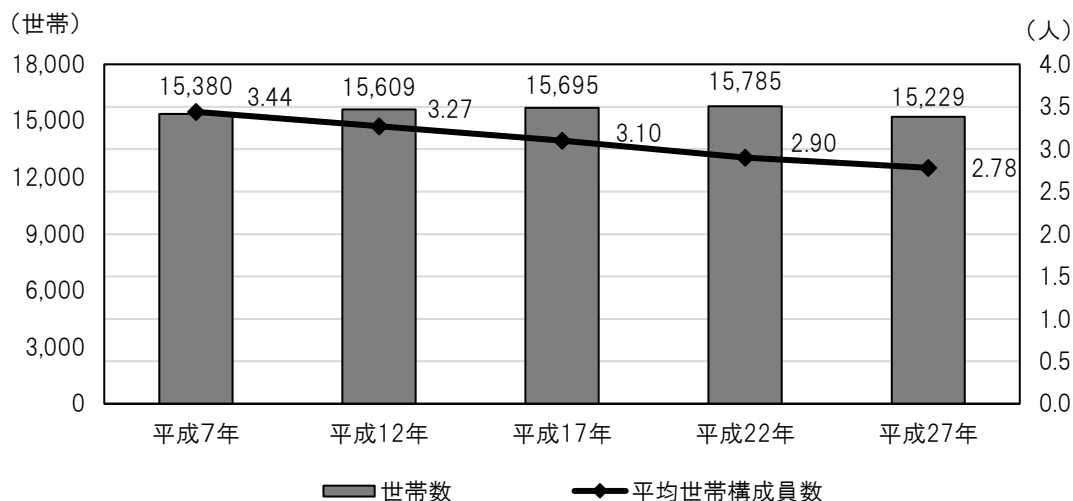
資料：住民基本台帳（令和2年9月末日現在）

（2）世帯数と世帯構造

平均世帯構成員数は年々減少している一方、世帯数の推移をみると、平成7年から平成22年にかけては増加傾向にあったものの、平成22年から平成27年にかけては556世帯減少しています。

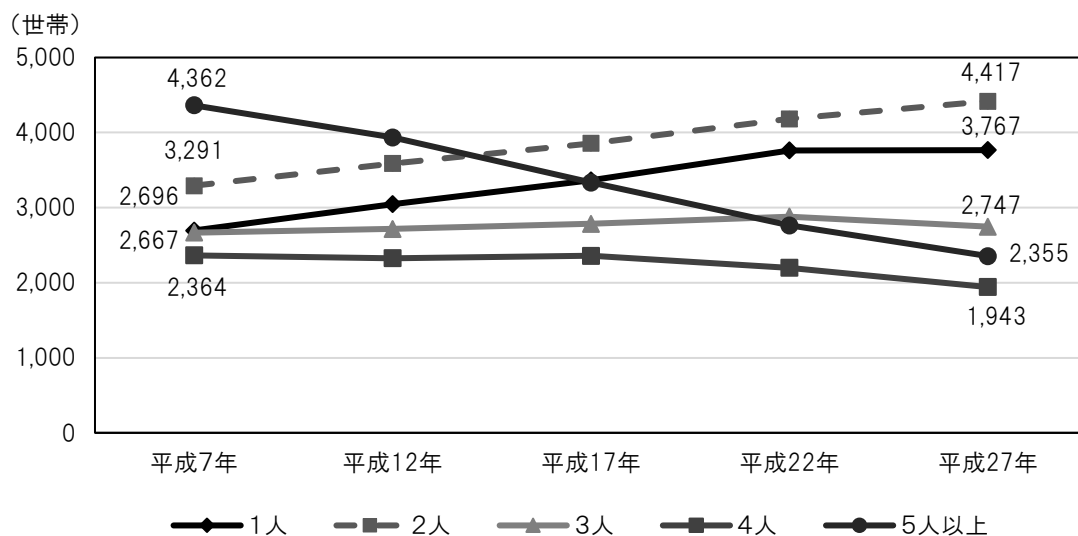
また、本市における世帯構成員数は、平成7年から平成27年にかけて、世帯構成員数5人以上の世帯が4,362世帯から2,355世帯と2,007世帯減少している一方、単独世帯や世帯構成員数2人の世帯は増加しており、世帯の縮小がうかがえます。

■世帯数と平均世帯構成員数の推移



資料：国勢調査

■世帯構成員数の推移

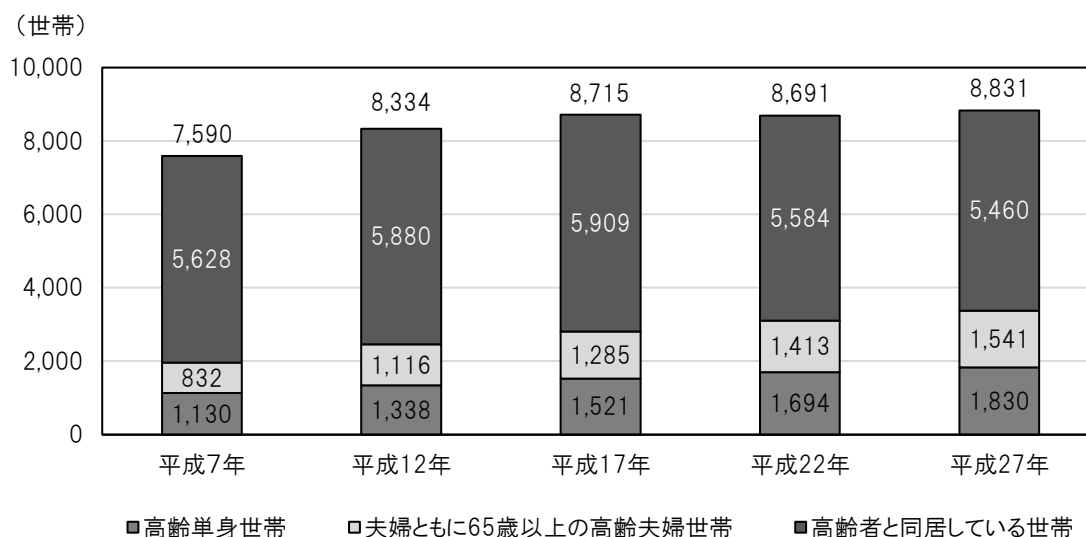


資料：国勢調査

(3) 高齢化の状況

本市の高齢者世帯は増加傾向にあり、平成7年から平成27年にかけて7,590世帯から8,831世帯へと1,241世帯増加しています。また、高齢単身世帯や夫婦ともに65歳以上の高齢夫婦世帯は年々増加傾向にある一方、高齢者と同居している世帯は平成17年以降減少傾向に転じています。

■高齢者世帯の推移



資料：国勢調査

2 福祉の状況

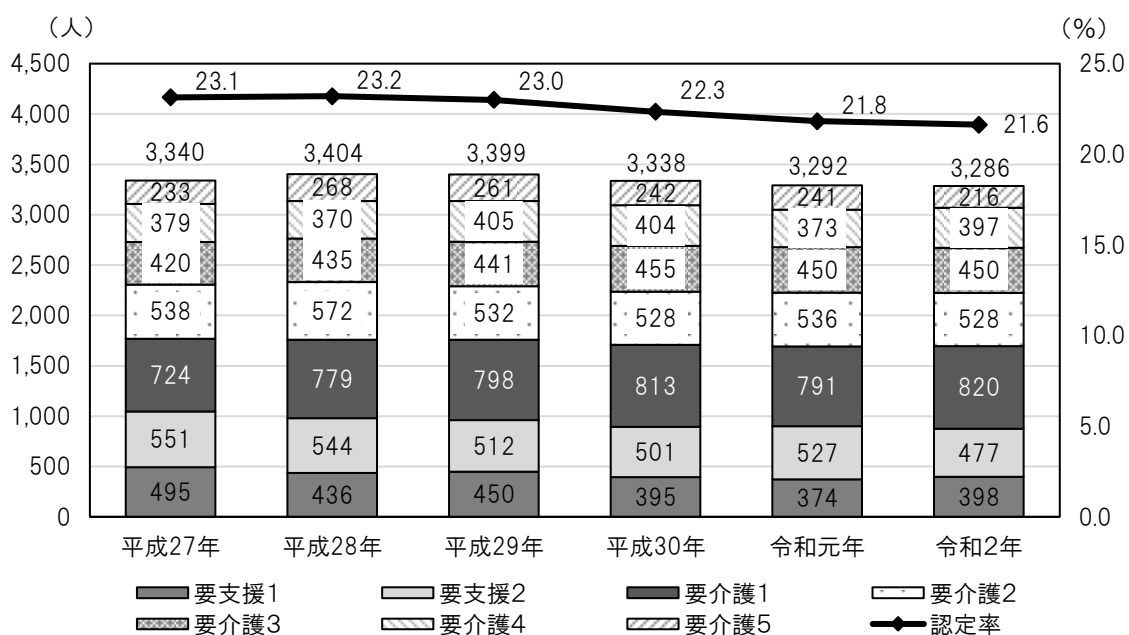
(1) 要支援・要介護認定者数の状況

本市の要支援・要介護認定者数は、平成29年以降減少傾向にあります。要介護度別にみると、要介護1は平成27年から令和2年にかけて、724人から820人へと96人増加しています。

■要介護認定者数及び要介護認定率の推移

単位：人

認定者数	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
要支援1	495	436	450	395	374	398
要支援2	551	544	512	501	527	477
要介護1	724	779	798	813	791	820
要介護2	538	572	532	528	536	528
要介護3	420	435	441	455	450	450
要介護4	379	370	405	404	373	397
要介護5	233	268	261	242	241	216
合計	3,340	3,404	3,399	3,338	3,292	3,286



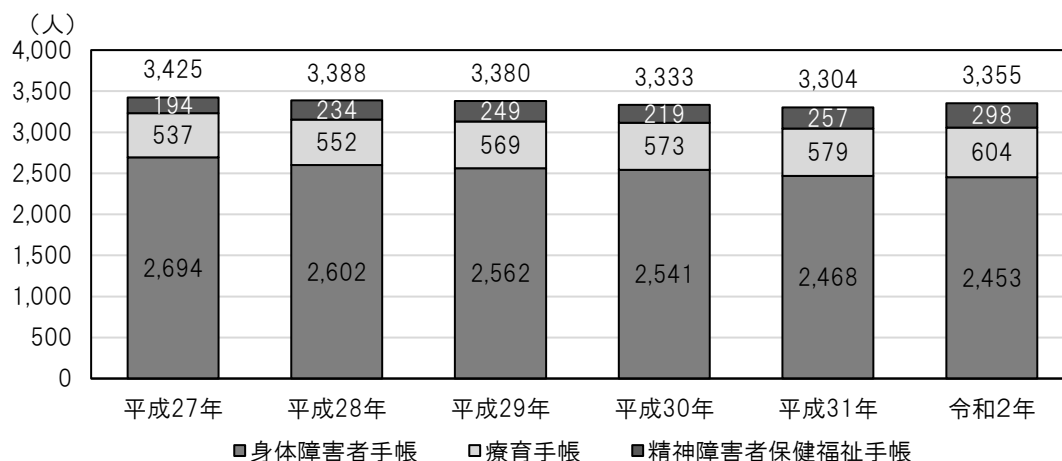
※認定者数には、第2号被保険者認定者数を含む

資料：島原地域広域市町村圏組合（各年9月末日現在）

(2) 障がい者（児）の状況

令和2年3月末日現在、本市の手帳所持者数の合計は3,355人となっています。身体障害者手帳所持者は、平成27年から令和2年にかけて、2,694人から2,453人へと241人減少している一方で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、なかでも精神障害者保健福祉手帳所持者は194人から298人へと104人増加しています。

■各種手帳所持者数の推移

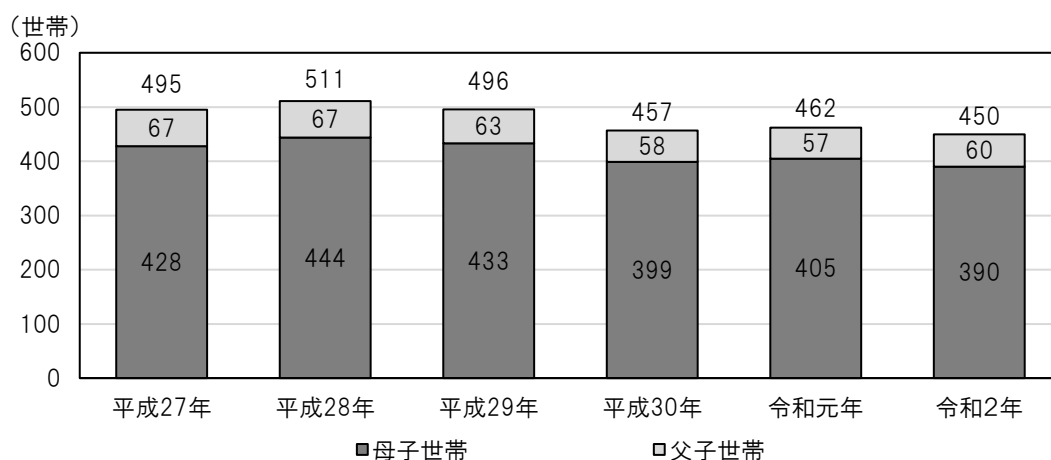


資料：福祉課（各年3月末日現在）

(3) 子育て家庭の状況

本市における母子世帯は令和2年9月末日現在で390世帯、父子世帯で60世帯の合計450世帯となっています。平成28年には444世帯であった母子世帯は、その後概ね減少傾向に転じています。

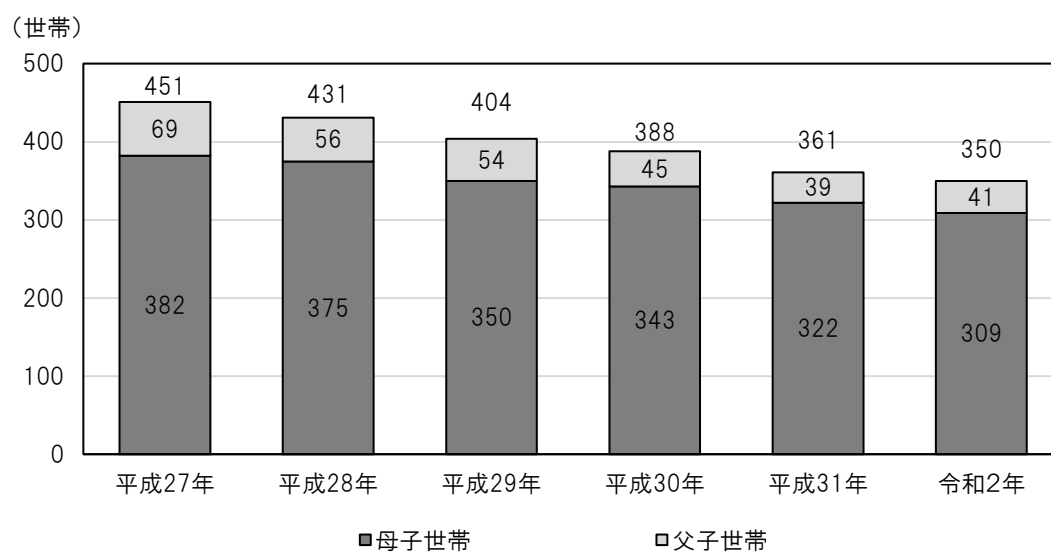
■ひとり親世帯の推移



資料：長崎県福祉医療費状況報告書（各年9月末日現在）

児童扶養手当の受給世帯数の推移は、平成27年以降減少傾向にあり、令和2年には350世帯となっています。うち、父子世帯は41世帯です。

■児童扶養手当受給世帯数の推移

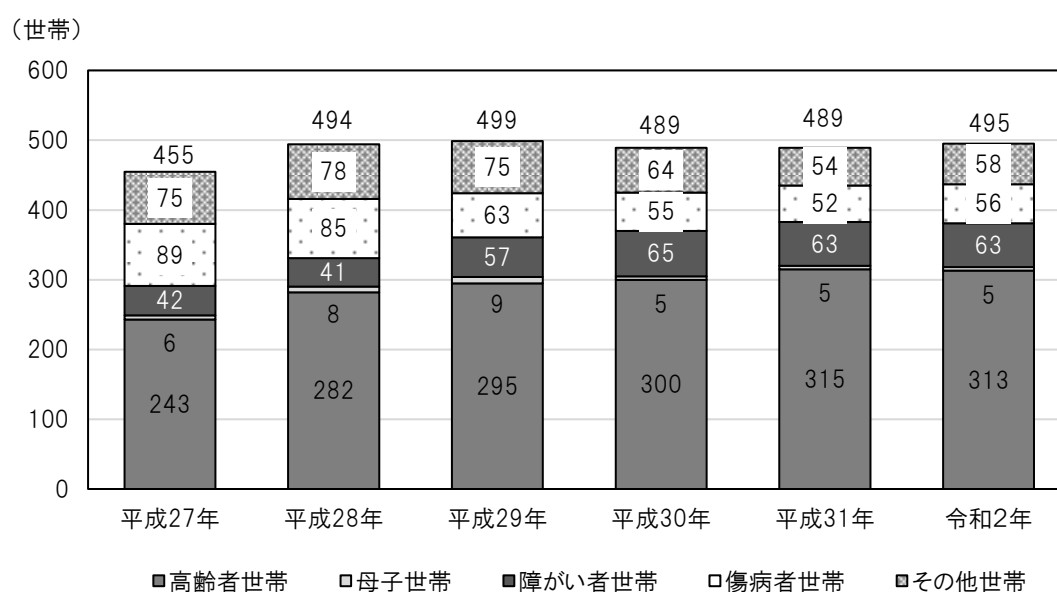


資料：児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況（各年3月末日現在）

（4）生活保護世帯の状況

生活保護世帯は令和2年で495世帯となっています。平成27年と比較すると、傷病者世帯、その他世帯は減少傾向にある一方で、高齢者世帯や障がい者世帯は増加傾向にあります。

■生活保護世帯数の推移



資料：福祉課（各年3月末日現在）

3 市民意識調査の結果概要

本計画策定の基礎資料とするため、無作為抽出で選ばれた市内在住の 18 歳以上の市民 2,000 名を対象に、地域福祉に関する市民意識調査を実施しました。

- 調査地域 : 本市全域
- 調査対象者 : 本市在住の 18 歳以上 2,000 名を無作為抽出
- 調査期間 : 令和 2 年 9 月 19 日～令和 2 年 10 月 12 日
- 調査方法 : 郵送による配布・回収
- 有効回答数 : 969
- 回収率 : 48.5%



4 団体調査の結果概要

本計画策定にあたり、地域で活躍する団体の代表者等を対象とした団体調査を実施しました。

- 調査地域 : 本市全域
- 調査対象者 : 本市で活躍する団体の代表者等
- 調査期間 : 令和2年10月13日～令和2年10月26日

■団体調査の概要

区分	調査対象団体・組織
地域福祉分野	雲仙市自治会長連合会 民生委員児童委員協議会（7地区） 雲仙市婦人会連絡協議会
高齢者福祉分野	雲仙市地域包括支援センター 雲仙市老人クラブ連合会
障害福祉分野	雲仙市身体障害者福祉協会 雲仙市手をつなぐ育成会 ふれあいネットワークピア ぴあサポートうんぜん 自立支援協議会の相談支援部会



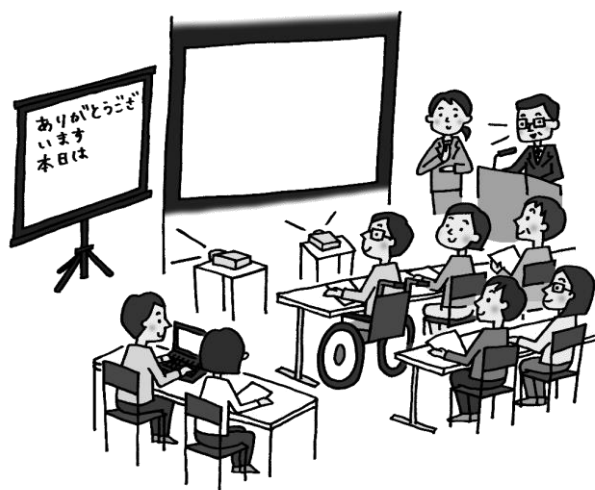
5 地域座談会・グループインタビューの結果概要

本計画策定にあたり、日頃より地域で福祉活動に取り組んでいる各団体・事業所の代表者を対象に、地域座談会・グループインタビューを実施しました。

地域活動の状況や活動を通じて感じる地域の課題、今後の活動の方向性や連携意向等をうかがうことで、活動実践者の視点から本市の地域課題を把握し、その後の施策検討における資料として活用することを目的としています。

■地域座談会・グループインタビューの概要

調査対象団体・組織	概要
愛野町民生委員児童委員協議会	日時：令和2年11月19日 参加者：11名
吾妻町民生委員児童委員協議会	日時：令和2年11月27日 参加者：17名
南串山町民生委員児童委員協議会	日時：令和2年12月11日 参加者：11名
小浜町民生委員児童委員協議会	日時：令和2年12月11日 参加者：14名
国見町民生委員児童委員協議会	日時：令和2年12月16日 参加者：22名
瑞穂町民生委員児童委員協議会	日時：令和2年12月17日 参加者：14名
千々石町民生委員児童委員協議会	日時：令和2年12月22日 参加者：14名
雲仙市老人クラブ連合会	日時：令和2年10月29日 参加者：16名
雲仙市地域包括支援センター	日時：令和2年12月16日



6 各種調査結果に基づいた課題の整理

(1) 福祉サービス

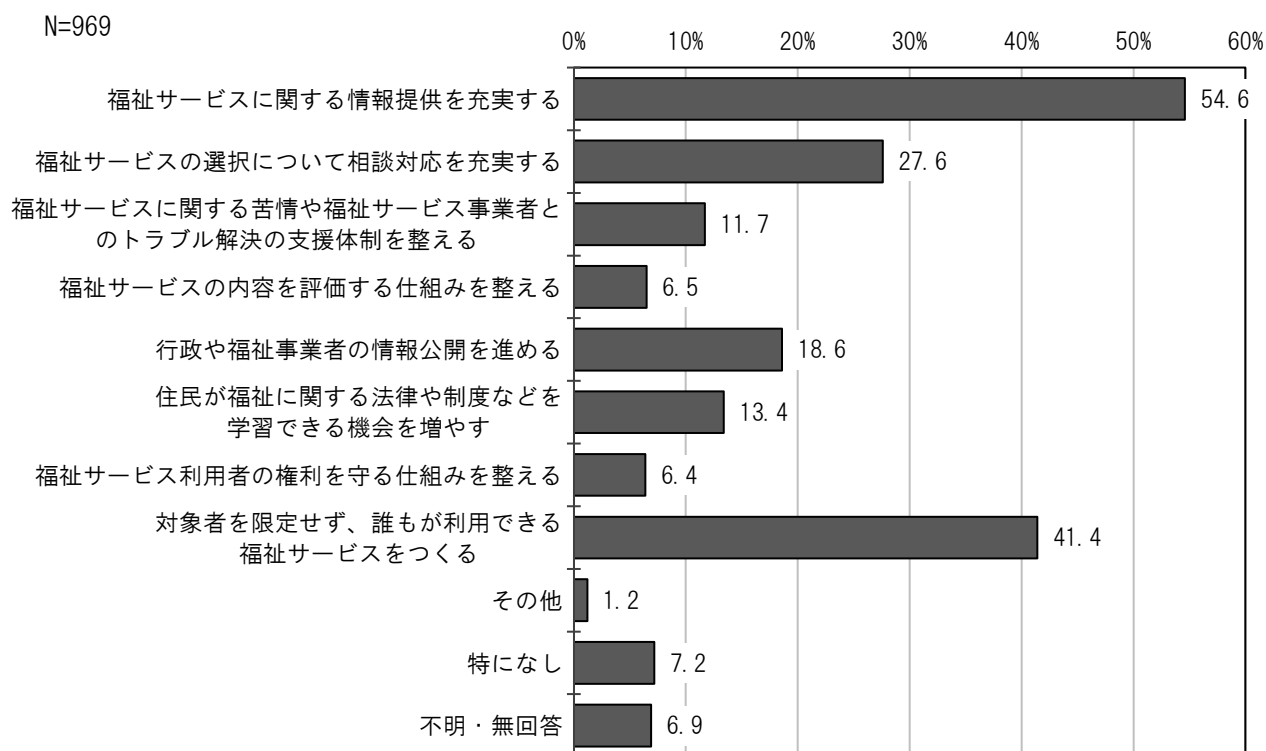
高齢化が進む本市では、「介護が必要になっても、身近な地域で施設や在宅サービスを利用できるまちづくり」への期待が高まっています。

また、これから特に支援が必要だと思う対象について「ひとり暮らし高齢者」、「高齢者のみの世帯」に続いて「高齢者や障がい者を介護している人」が挙げられていることから、福祉サービスの利用者だけでなく、支え手側への支援のニーズも高まっており、支援を必要とする人と支える人の両者に寄り添う支援体制の整備が必要です。

■市民意識調査

①最適なサービスを安心して利用するために、市で必要な取り組みについて、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が54.6%と最も高く、次いで「対象者を限定せず、誰もが利用できる福祉サービスをつくる」が41.4%、「福祉サービスの選択について相談対応を充実する」が27.6%となっています。

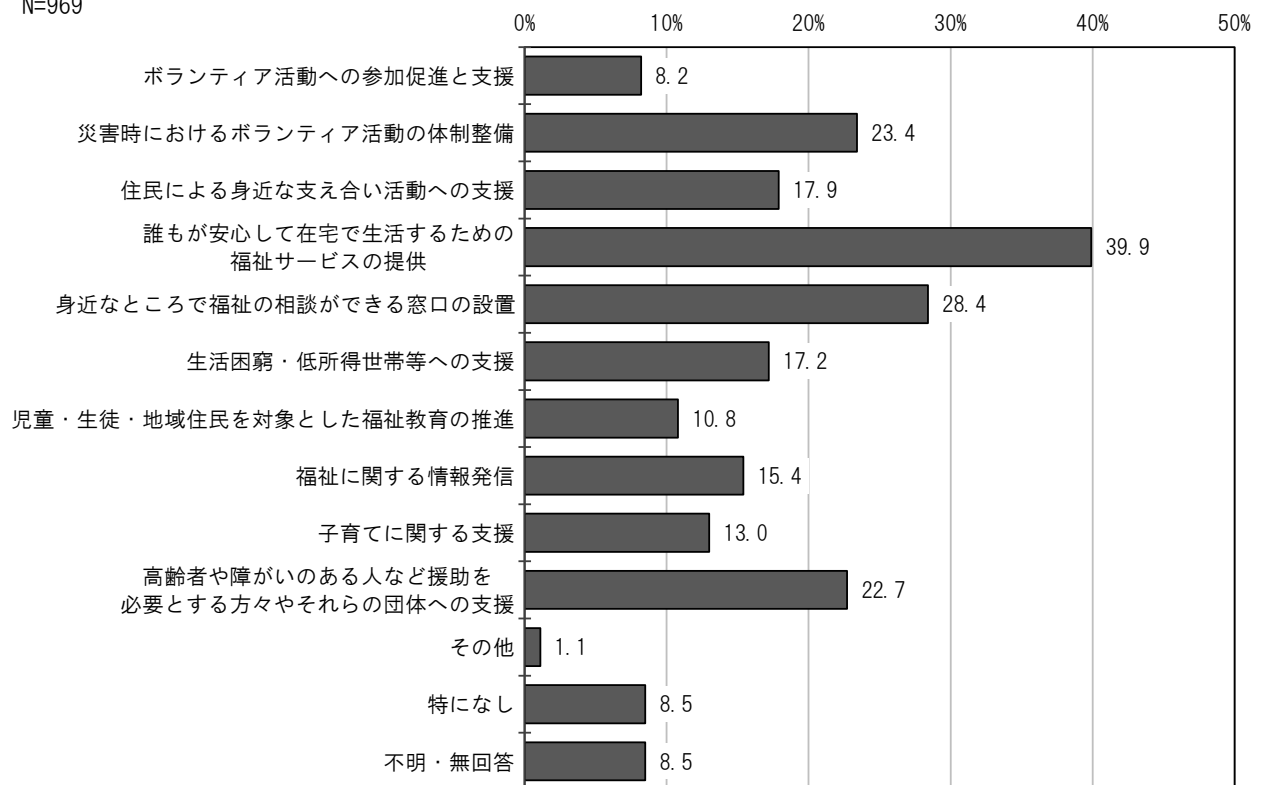
グラフ①最適なサービスを安心して利用するために、市ではどのような取り組みが必要だと思いますか。



②社会福祉協議会が行う活動・支援として今後充実してほしいものについて、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの提供」が39.9%と最も高く、次いで「身近なところで福祉の相談ができる窓口の設置」が28.4%、「災害時におけるボランティア活動の体制整備」が23.4%となっています。

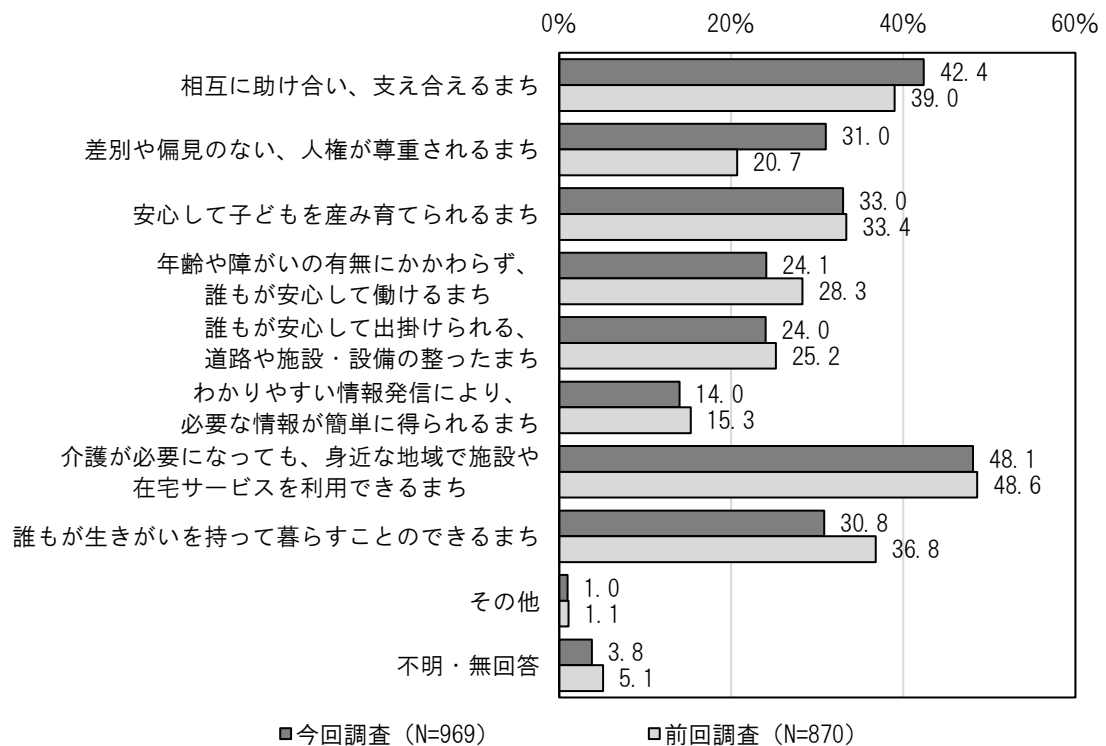
グラフ②社会福祉協議会が行う活動・支援として今後充実してほしいものはどれですか。

N=969



③雲仙市をどのような福祉のまちにしたいかについて、「介護が必要になっても、身近な地域で施設や在宅サービスを利用できるまち」が48.1%と最も高く、次いで「相互に助け合い、支え合えるまち」が42.4%、「安心して子どもを産み育てられるまち」が33.0%となっています。前回調査と比較すると、「差別や偏見のない、人権が尊重されるまち」について、今回調査は前回調査を10.3ポイント上回っています。

グラフ③雲仙市をどのような福祉のまちにしたいですか。



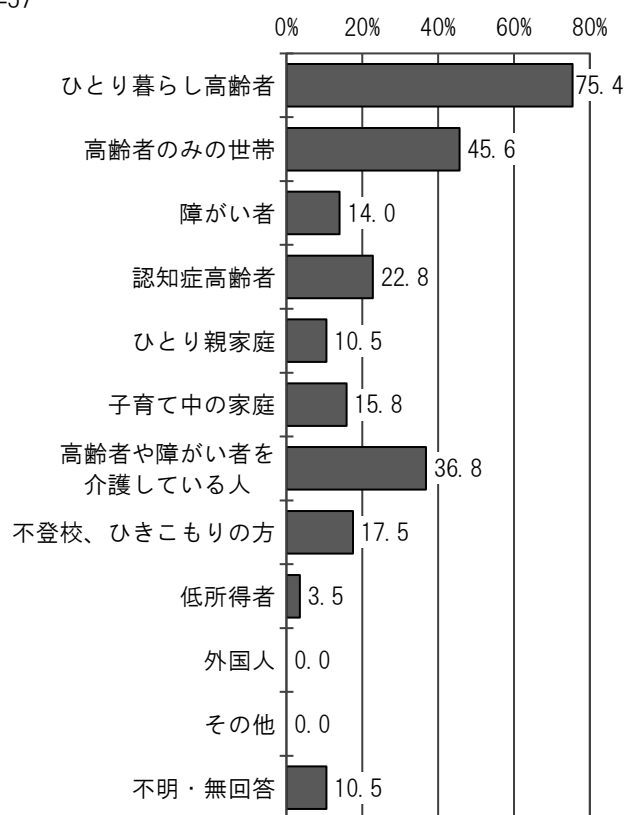
■団体調査

- ①これから特に支援が必要だと思う対象について、「ひとり暮らし高齢者」が75.4%と最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」が45.6%、「高齢者や障がい者を介護している人」が36.8%となっています。
- ②市や社会福祉協議会に望むことについてみると、「活動上必要な情報の提供」が57.9%と最も高く、次いで「団体運営上の助言」が38.6%、「団体や活動についてのPR」「経済的支援（活動資金など）」がともに29.8%となっています。

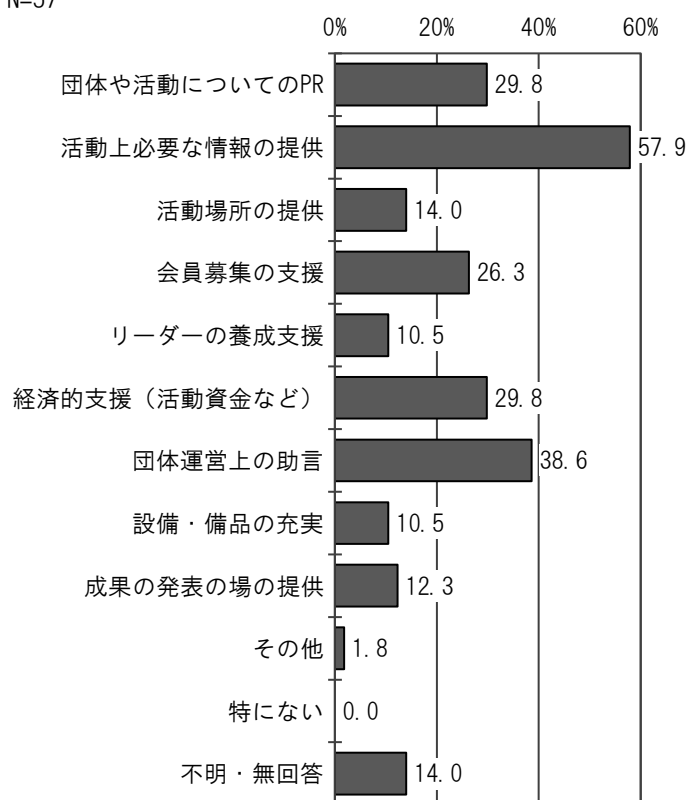
グラフ①活動を進める中で、これから特に支援が必要だと思う対象はどなたですか。

グラフ②活動を進める上で、市役所や社会福祉協議会に望むことはどのようなことですか。

N=57



N=57



■グループインタビュー（民生委員児童委員協議会）

- ・認知症の人を介護している人同士でわかち合う機会をつくるなど心の負担を軽くすることもあわせて必要。
- ・ひとり暮らし高齢者の把握はできているが、問題なのは高齢者の二人暮らし。家庭の中で問題を解決しようとしている。福祉サービスを受けるという知識、考えがない。こうした世帯への啓発は必要だと思う。

(2) 地域でのつながり

市民意識調査の結果をみると、本市では居住地区によって近所づきあいの頻度に差がみられます。住民が抱える課題が複雑多様化している中、身近な地域での課題把握の重要性が増しており、日頃より顔を合わせた近所づきあいを通して、互いが互いを支え合う関係性の構築を図ることが重要です。

関係団体へのインタビューでも、自治会等の関係団体との連携による活動の推進や地域力の強化が課題として挙げられています。

住民一人ひとりの福祉への理解を深めるとともに、互いが互いを支え合い、助け合うという互助・共助の意識を育みながら、日頃より地域の福祉について関心を持ち、課題や情報を共有していくことが必要です。

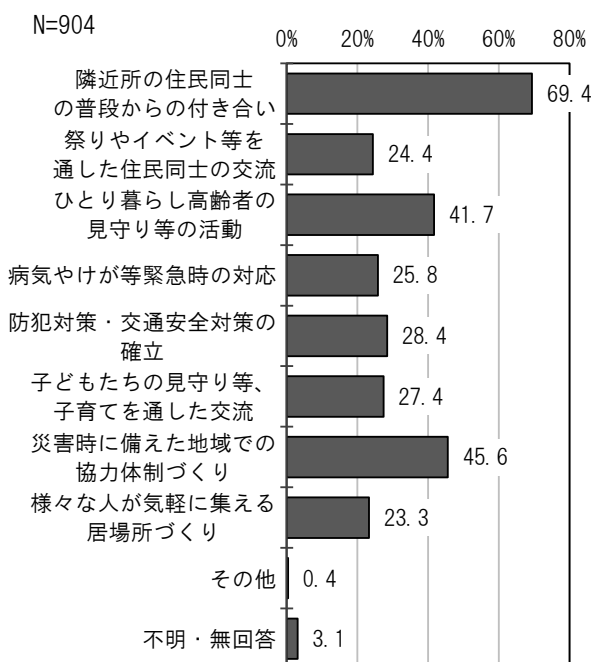
■市民意識調査

- ①あいさつをしたり、会話をしたりといった近所付き合いの程度について、国見地区、瑞穂地区、愛野地区で「週1～2日程度」、吾妻地区、千々石地区で「週3～4日程度」、小浜地区、南串山地区で「週5日以上」が最も高くなっています。
- ②地域で必要な支え合いについて、「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が69.4%と最も高く、次いで「災害時に備えた地域での協力体制づくり」が45.6%、「ひとり暮らし高齢者の見守り等の活動」が41.7%となっています。
- ③日常生活の中で起こる課題の解決方法について、「自分たちの生活に関わることから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が48.7%と最も高く、次いで「住民と行政が相互に協力し、お互いを補完し合って解決したい」が47.5%、「福祉に関わる専門職に相談し解決したい」が23.8%となっています。

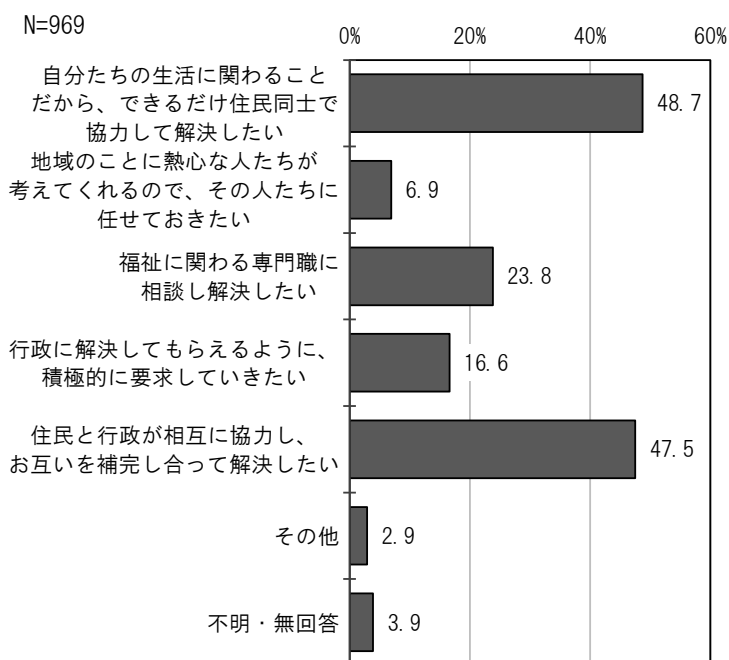
グラフ①隣近所の人とあいさつをしたり、会話をしたりといった近所付き合いをどのくらいの頻度でされていますか。

単位：%	国見地区 (N=213)	瑞穂地区 (N=108)	吾妻地区 (N=148)	愛野地区 (N=138)	千々石地区 (N=108)	小浜地区 (N=181)	南串山地区 (N=64)
週5日以上	18.8	12.0	23.6	15.2	20.4	29.8	32.8
週3～4日程度	20.7	24.1	31.1	18.8	26.9	20.4	29.7
週1～2日程度	26.8	26.9	22.3	31.2	25.0	26.5	20.3
月2～3日程度	13.1	10.2	6.8	14.5	13.0	7.7	6.3
月1日程度	6.1	6.5	2.0	5.1	1.9	2.2	3.1
2～3か月に1回以下	1.9	2.8	2.0	2.2	4.6	1.1	0.0
ほとんどしない	11.3	16.7	10.1	12.3	5.6	9.9	7.8
不明・無回答	1.4	0.9	2.0	0.7	2.8	2.2	0.0

グラフ②お住まいの地域において、どのような支え合いが必要だと思いますか。



グラフ③日常生活の中で起こる問題に対して、どのような方法で解決するのがよいと思いますか。



■団体調査

『支え合う地域づくり』、その他福祉全般について」の回答（一部抜粋）
支え合う地域づくりは普段からの近所付き合いが基本。
若い世代になるにつれ、他人からの介入を嫌がる傾向にあるが、地域への甘え方を知らないと思うので、目配り、気配りで見守っていく必要があるのではないかな。
児童虐待や育児放棄等が深刻な社会問題になっている昨今、地域の中での孤立や身近な相談相手がいないこと等が要因となっているのではないかな。このような不幸を少しでも防ぐために、自治会や社協、民生委員、市等が地域との情報交換、連携を強化していくことが大事なのでは。

■グループインタビュー（民生委員児童委員協議会）

- ・見守りネットワークの体制ができて、良い成果を残している事例を参照しながら、民生委員児童委員、自治会長だけでなく、地域住民を巻き込んだネットワークづくりが必要ではないかな。
- ・近所で「最近見かけないね」と話して、見守りにつながることも多い。
- ・介護以前の問題で、ひとり暮らしになると、災害時の避難や日常の買い物等、すべてに影響がでてくる。地域での見守りがもう少し必要かなと思う。

■インタビュー（地域包括支援センター）

- ・本来の活動は、個人や地域のために様々な活動を啓発することだが、今は困りごとの対応が多くなった。地域で解決していくような方法はないかなと思う。
- ・地域力が低下している。合併したことにより組織は大きくなったが、細かなところが行き届かなくなった。もう一度地域を見直し、町ごとに地域福祉の再編成を図ることが必要。

(3) 地域活動

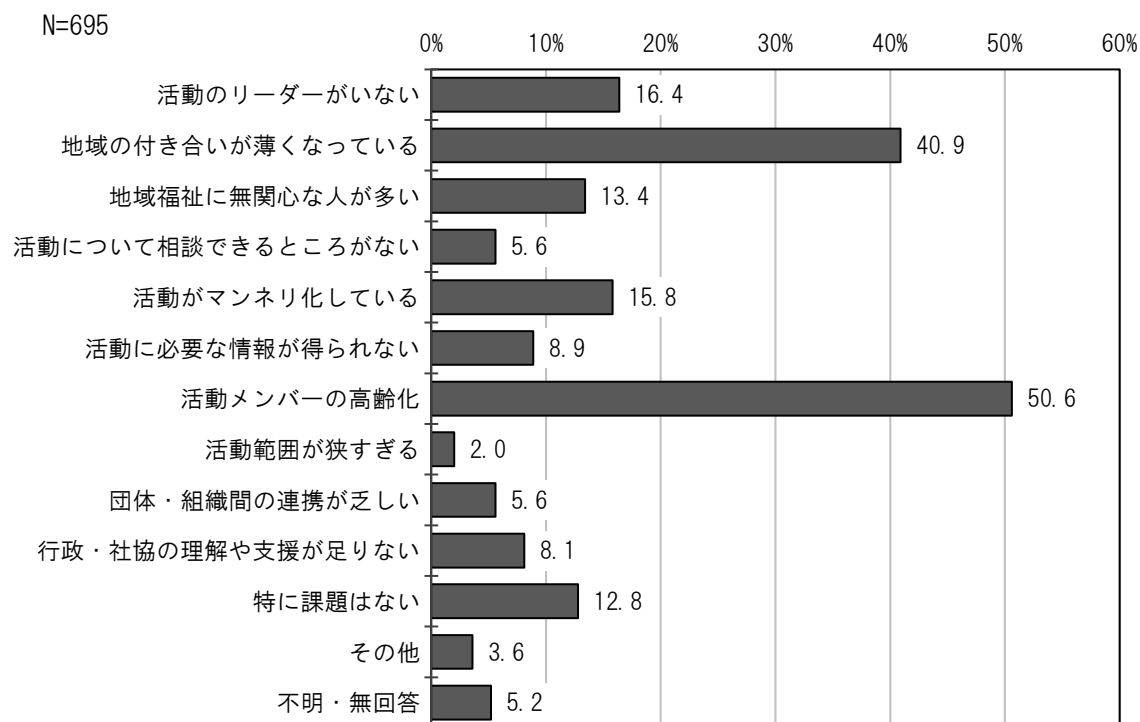
まちづくりの推進には、住民一人ひとりの協力が必要となります。地域福祉に関わる団体へのヒアリング調査でも、参加者の減少や高齢化、役員のなり手不足等が課題として挙げられています。

また、本市では高齢化率が年々上昇している一方で、年少人口、生産年齢人口は減少の一途をたどっており、今後も増加が見込まれる福祉のニーズに対応する担い手の確保が急務となっています。そのため、ボランティアや福祉への関心はあるが、活動に結びつかない人等に向けた参加促進の検討や、活動の周知に向けた取り組みの強化にあたり、地域で活動を行う担い手の確保や活動の担い手を率いるリーダーの育成が求められます。

■市民意識調査

①地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題について、「活動メンバーの高齢化」が50.6%と最も高く、次いで「地域の付き合いが薄くなっている」が40.9%、「活動のリーダーがいない」が16.4%となっています。

グラフ①お住まいの地域では、地域住民による地域の支え合い活動を進めるにあたって、どのような課題があると思いますか。

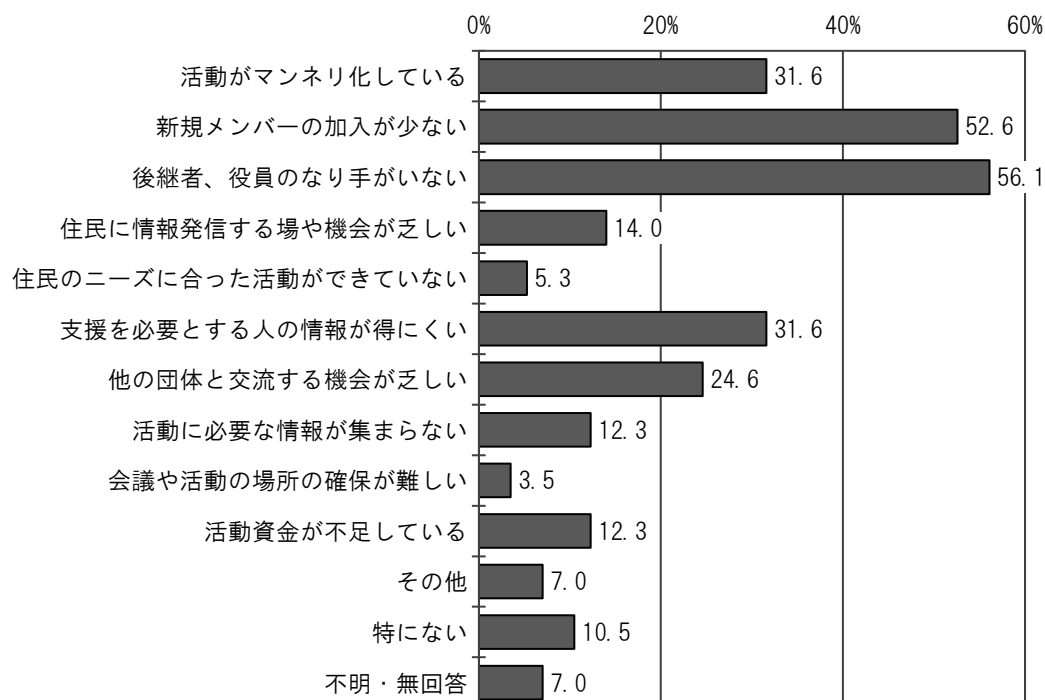


■団体調査

①活動を進める上で困っていることについて、「後継者、役員のなり手がいない」が56.1%と最も高く、次いで「新規メンバーの加入が少ない」が52.6%、「活動がマンネリ化している」「支援を必要とする人の情報が得にくい」がともに31.6%となっています。

グラフ①活動を進める上で、困っていることはありますか。

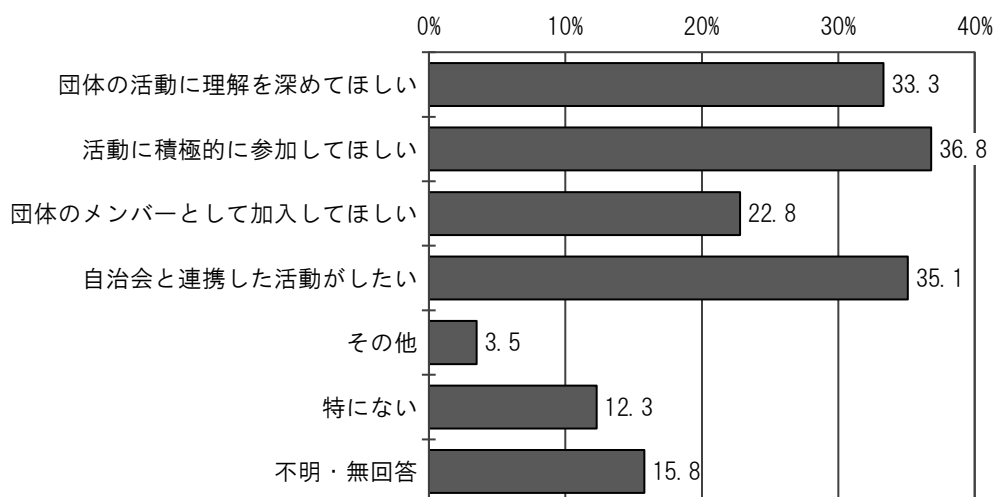
N=57



②地域住民に対して協力してほしいことについてみると、「活動に積極的に参加してほしい」が36.8%と最も高く、次いで「自治会と連携した活動がしたい」が35.1%、「団体の活動に理解を深めてほしい」が33.3%となっています。

グラフ②活動を進める中で、地域住民に対して何か協力してほしいことはありますか。

N=57



「今後、市や社会福祉協議会とともに取り組みたいことについて」の回答（一部抜粋）

民生委員の活動内容について、一般の方にはまだ理解されていない部分があり、関係団体と協力し合って、活動内容を十分に理解してもらえる取り組みが必要ではないか。

市の指導のもと、各団体が集まって連携ができる場を設けてもらいたい。その中で、福祉活動の方向性を定め、活動の目的をはっきりさせて、各団体が活動できる体制をつくってもらいたい。

民生委員児童委員と連携し、要支援者の情報共有や福祉サービスにつなぐコーディネート業務に取り組みたい。

■座談会（老人クラブ連合会）

- ・老人会に入会すると役員にさせられてしまうため、会員になる人が少ない。
- ・元気な人は現役（農業等）、病気の人は施設へ。加入者が増えない。

■グループインタビュー（民生委員児童委員協議会）

- ・何かが起こった後ではなく、起こる前の対策が必要。市の対応では補えないところに、警察や消防団との協力があれば良い。
- ・民生委員児童委員の役割を知らず、近くに身寄りのない方が心配。
- ・民生委員児童委員、自治会長だけでなく、地域住民を巻き込んだネットワークづくりが必要ではないか。



(4) 災害

本市では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、今後避難行動要支援者のさらなる増加が見込まれます。また、市民意識調査結果からも、集中豪雨や台風等の災害への関心が高まっていることがわかります。

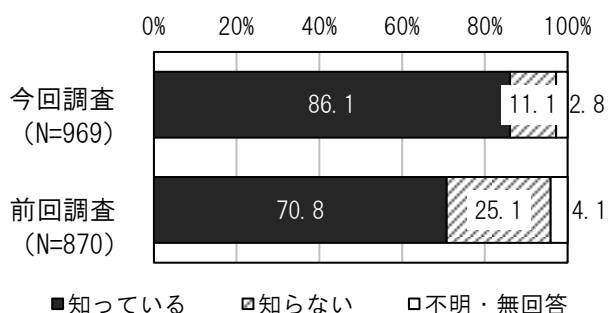
民生委員児童委員を対象としたインタビューでは、「いざ避難行動を、となったとき、とても担当地区の人全員を対応することはできない」「一緒にやっていけないかと話は持ち掛けているが、自治会も自分たちの活動があるのでなかなか難しい」等、災害時に備えた自治会との連携を望む声が挙げられています。

こうした状況の中、予期せぬ災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を活用した地域ぐるみでの安否確認や避難体制の構築が求められます。

■市民意識調査

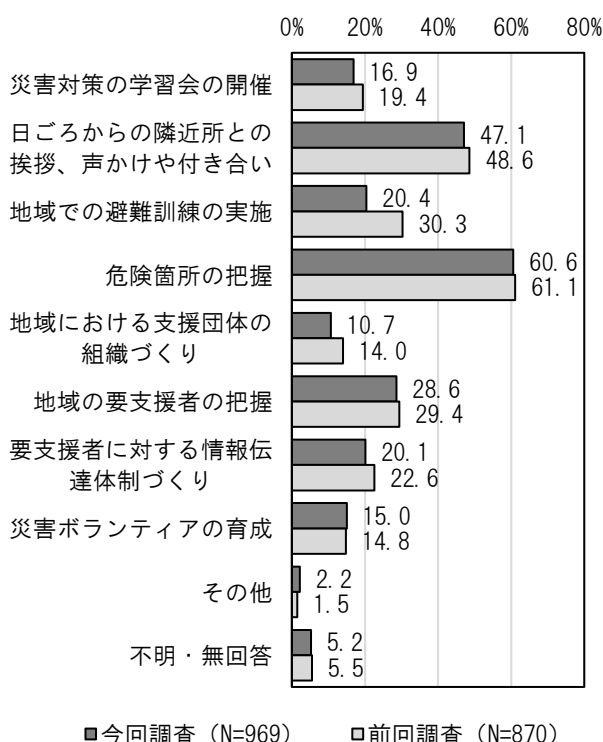
①災害時に避難すべき場所について、「知っている」が86.1%、「知らない」が11.1%となっています。前回調査では「知っている」が70.8%となっており、今回調査は前回調査を15.3ポイント上回っています。

グラフ①災害時にあなたが住まいの自治会の皆様が避難すべき場所を知っていますか。



②災害発生時の備えとして重要なことについて、「危険箇所の把握」が60.6%と最も高く、次いで「日ごろからの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」が47.1%、「地域の要支援者の把握」が28.6%となっています。前回調査では、「危険箇所の把握」が61.1%と最も高く、次いで「日ごろからの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」が48.6%、「地域での避難訓練の実施」が30.3%となっています。前回調査と比較すると、「地域での避難訓練の実施」について、今回調査は前回調査を9.9ポイント下回っています。

グラフ②台風等の風水害や地震等、災害発生時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。

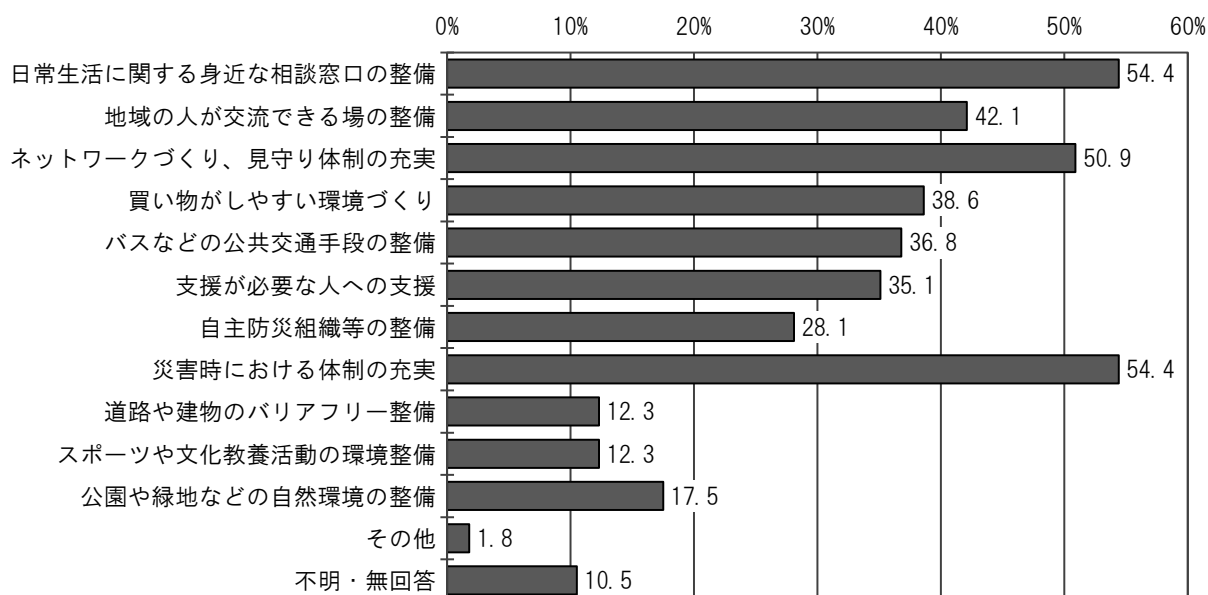


■団体調査

①誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なことについて、「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」「災害時における体制の充実」がともに 54.4%と最も高く、次いで「ネットワークづくり、見守り体制の充実」が 50.9%、「地域の人が交流できる場の整備」が 42.1%となっています。

グラフ①年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

N=57



「今後、団体と連携したいと思う内容について」の回答（一部抜粋）

避難の難しい人の情報。

災害時に対応できるような、自主防災組織の設置。

防災についての学習会を開く。

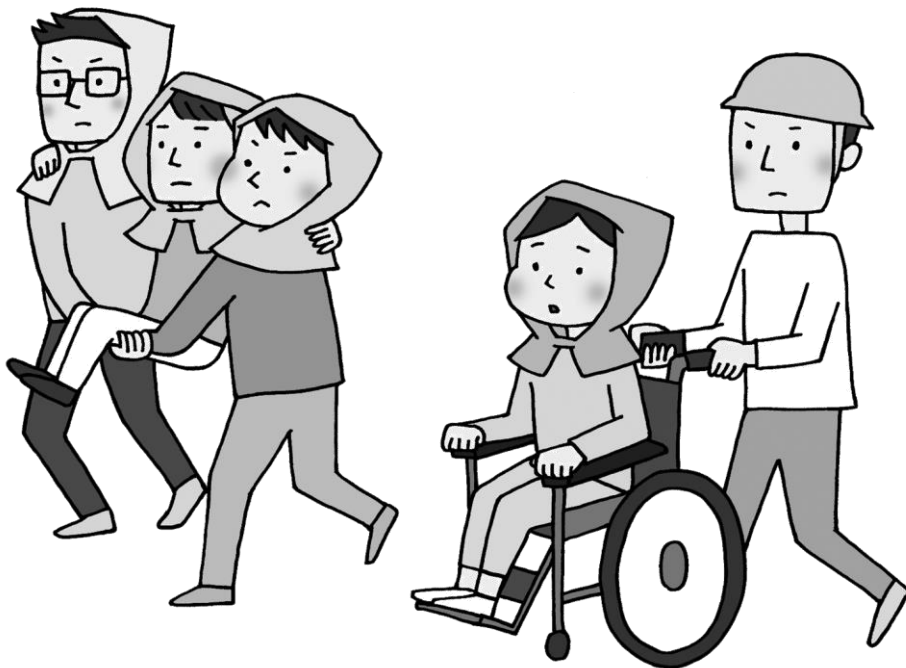
ひとり暮らし高齢者の見守り活動、避難の支援。

災害時に関する情報交換。

災害時の協力・連携体制の構築。

■グループインタビュー（民生委員児童委員協議会）

- ・避難行動要支援者名簿の整備も具体的に進んでおり、民生委員児童委員も、担当地区の要支援者の事はよく把握している。しかし、いざ避難行動を、となったとき、とても担当地区の人全員を対応することはできない。
- ・自治会にも避難行動要支援者名簿の件はわたっているはずだが、あまり話題に上がらない。一緒にやっていけないかと話は持ち掛けているが、自治会も自分たちの活動があるのでなかなか難しい。
- ・要支援者自身も、近所の人声かけが一番効果的。例えば、要支援者一人に対し、近所で「災害時に一緒に避難する人」を担当として決めるなどできるといい。（自治会の班長、理事がその役割を担うなど）
- ・市全域で、各地区に自主防災組織をつくろうという動きがある。
- ・民生委員で見守るのはほとんどひとり暮らしの方。まず聞かれるのは災害時の避難場所はどこか移動手段はどうしたらいいのか。危機感をもっている方が多い。
- ・避難の場合の案内をすると、子どもがいるから大丈夫、隣近所に迷惑をかけたくないからと言われたりする。頻繁に訪問されるよりも久しぶり位のほうががちょうどいいと言われたことも。あまり深く入り込んではいけないし、でも何かしてあげたいという気持ちとの葛藤がある。



第 3 章 計画の基本的考え方

1 基本的考え方

第2期計画では、「助け合い、支え合いで育む 福祉のまちづくり『地域 みんなでたすけ愛 地域 みんなでささえ愛』」という基本理念のもと、様々な取り組みを推進してきました。

本計画の上位計画であり、市政を進める上で基本的な指針となる「第2次雲仙市総合計画」において、まちづくりの基本方針の一つとして“安心して子どもを産み育てるまちづくりと健康で安全な暮らしづくり”を掲げ、出産から子育てまでの切れ目のない支援を実施するほか、高齢者の生きがいづくりや地域の防災体制の強化に努め、地域住民の支え合い、助け合いのもと、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

本計画では、「第2次雲仙市総合計画」の基本方針を踏まえ、第2期計画の基本理念を継承しながら、基本理念を次のように設定します。

2 基本理念

助け合い、支え合いで育む 福祉のまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民・各種団体・市が互いに連携し地域における課題解決に取り組んできましたが、市民生活が多様化するとともに地域における課題も複雑化している状況です。本市においては前期計画の理念を引き継ぎながら、地域の中で助け合い、支える地域福祉の仕組みづくりを目指します。



3 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、以下の4つを基本目標として定めます。

1 包括的な支援体制の基盤づくり

近年、地域福祉を取り巻く課題は複雑多様化しており、既存の制度やサービスでは対応が困難な複合的な課題を抱える人たちの相談を包括的に受け止める体制の整備が求められています。

本市では、誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域づくりを目指し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。

2 地域で支え合い、助け合う仕組みづくり

地域での結びつきの強い本市においても、高齢化の進行に伴い、住民同士のつながりの希薄化とともに身近な見守り機能の低下が懸念されています。

地域における「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」を活性化し、住民同士の顔の見える関係づくりを構築していくとともに、緊急時に備えて日頃からの地域のつながりを強化することにより、地域福祉を推進する地域力の向上を目指します。

3 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

近年、地域住民の抱える地域生活課題が複雑・複合化していることから、住民の抱える課題が適切な相談先へとつながるよう、連携を図っていくことが新たな課題として重要視されています。

今後も世代を問わず広く福祉サービスに関する情報の周知を図るとともに、必要とする人のもとへ適切な情報が行き渡るよう福祉サービスに関する情報提供、相談体制の充実やサービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。

4 安全で安心して暮らせる地域づくり

支援が必要な人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して生活を送るためには、日頃の安全対策や防犯・防災対策等、住民の命を守る取り組みの充実が必要です。

高齢化の進む本市においては、災害時要援護者の安全確保が大きな課題となっており、避難行動要支援者名簿をもとにした、地域での情報共有や顔の見える関係づくりを図るとともに、見守り活動への活用に向けた検討が求められます。

また、多様化が進行する社会において犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、円滑に地域社会の一員として生活できるよう、長崎県再犯防止推進計画の動向も踏まえ、再犯防止施策に取り組むとともに、地域の人々が抱える交通手段への不安解消や高齢者や障がい者等の成年後見制度の活用を図り、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

4 施策の体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み
1 包括的な支援体制の 基盤づくり	1 相談機能の強化	身近な相談窓口の整備
	2 情報発信、福祉教育の 推進	行政の情報（各種制度や事業）等の周知の充実
		福祉教育の充実
2 地域で支え合い、 助け合う仕組みづくり	1 担い手の育成	地域リーダーの養成
		ボランティアの育成・組織創設
		福祉活動の相談、指導を担当する専門職員の充実
	2 地域での参加機会の 充実	活動の拠点となる場の整備・提供
		高齢者・障がい者・子ども達が交流できる場づくり
		障がい者について地域で理解を深める
		公共施設等の市民利用の拡充（施設の有効利用促進）
		自治会活動の支援
		地域の交流促進
	3 いきいきとした 高齢社会の実現	高齢者の活動の充実
		高齢者の働く場所の確保、提供

基本目標	取り組みの柱	取り組み
3 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり	1 福祉サービスの充実	高齢者福祉サービスの充実
		障がい者福祉サービスの充実
		福祉・保健・医療の連携強化
	2 交通弱者の支援とバリアフリー化の推進	バリアフリー化の推進
		交通手段の確保
	3 地域の支え合い活動の活性化	地域でのあいさつ・声かけでコミュニケーション
		買い物、ごみ出し、その他生活支援の推進
		見守り活動の推進、拡充
	4 子育て環境の充実	保育サービスの充実
		子ども・子育て支援の充実
		子育て環境の整備
	5 障がい者（児）への支援の充実	障がい者との交流の場の提供
		障がい者の働く場の提供、就労支援
	6 生活困窮者の自立支援	相談・支援体制等の充実
		任意事業への取り組み
4 安全で安心して暮らせる地域づくり	1 地域防災体制の強化	災害ボランティアセンターの体制整備
		避難行動要支援者の把握
		地域での防災訓練の実施
		自主防災組織の育成・強化
	2 安全安心な暮らしの実現	交通安全のまちづくり
		権利擁護の推進（雲仙市成年後見制度利用促進基本計画）
		防犯啓発に関する取り組み（雲仙市再犯防止推進計画）

5 雲仙市の福祉関連計画が共通して取り組むこと

本市では、地域の課題や資源の状況等に応じて、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉等の各福祉分野が特に連携して取り組むべき事項として以下の取り組みを推進します。

福祉関連計画の共通テーマ

地域のつながりを見つめ直し、災害時に支え合える雲仙市をつくる

少子高齢化を背景に地域コミュニティが変容する中、地域の連帯意識が低下しているといわれていますが、よりよい地域コミュニティづくりを推進することは、地域の防災力を高め、安全で住みやすい地域づくりを進めるためにも非常に重要です。今一度、改めて地域のつながり・支え合いについて見つめ直し、平常時からの人々の交流を促進することで、災害時にも支え合える地域づくりを進めます。

災害時こそ重要な「身近な地域とのつながり」

防災対策の基本は、

①自助：

住民一人ひとりが自分の命は自分で守る

②互助・共助：

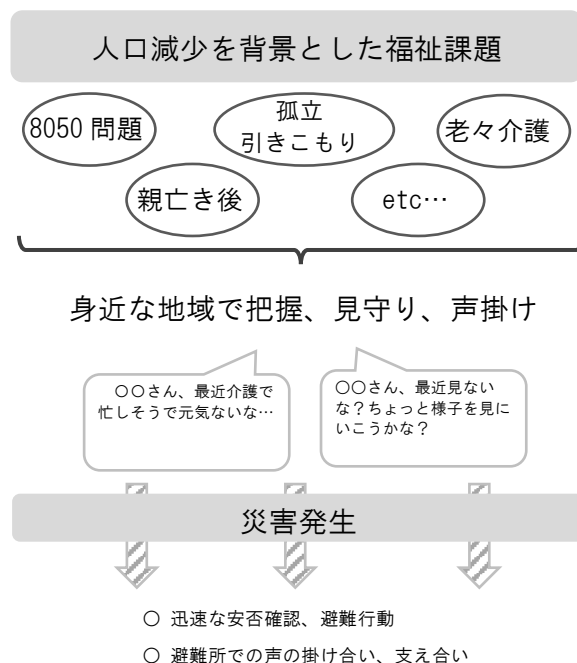
地域住民が連携して地域の安全はみんなで守る

③公助：

行政が災害に強い地域の基盤整備を進める

上記の3つであるといわれています。これらが上手く連携を保つことで、防災対策は効果を発揮することができます。

互助・共助について、本市の団体ヒアリングでは、「いざ避難というとき、民生委員児童委員が担当地区の人全員を対応することは現実的に難しい」「隣近所での声掛けの方が避難行動に結びつきやすい」といった意見がありました。非常時にこそ、「一人の地域住民として、身近な地域でつながり合う関係が築けているか」がより一層重要となります。



Ⅰ 「顔の見える地域」の維持継続

- ・ 団体ヒアリングでは、国見地区、瑞穂地区、吾妻地区、愛野地区、千々石地区、小浜地区、南串山地区のいずれの地区でも地域のつながりの強さを示す意見が上がりました。
- ・ 地域のつながりの強さは本市の特色の一つですが、少子高齢化や核家族化の進行を背景に希薄化していくことが懸念されます。
- ・ 地域の世代間交流の機会を継続的に確保することで「顔の見える地域」の関係性を維持していく必要があります。

Ⅱ 地域のチカラを結集！ 連携と協働の体制強化

- ・ 団体ヒアリングでは、自治会と民生委員児童委員協議会の連携による見守り支援の必要性や地域の組織間の連携交流の重要性についての意見が多く上がりました。地域によっては、地域住民個人単位での交流はあっても、各団体が組織的に交流したり、互いの活動について知る機会がないケースがみられました。
- ・ これまで地域の福祉活動については、自治会、民生委員児童委員協議会、老人会等の各種団体が、団体ごとの役割分担の中で、地域の特性に合わせたきめ細かな活動を展開してきました。しかし近年、様々な地域活動での担い手不足が課題となっており、今後、活動の維持が困難になっていくことが予測されます。
- ・ これまでの活動を活かしながらも、地域を越えた情報交換や団体間の連携・協力を密にすることで、より効果的に活動を展開していくことが求められます。

Ⅲ 災害時等における早期避難体制の整備

- ・ 近年、気候変動に伴う記録的な大雨や大型台風等により、全国各地で甚大な被害が発生しています。本市においても、令和2年の台風第10号では、大きな人的被害はなかったものの、支援を必要とする人の早期避難体制の確保について、課題が浮き彫りとなりました。
- ・ 特に台風の場合は、予報をもとに早めの避難を行うなどの事前の対策を講じることができます。令和2年の台風第10号では、福祉的な支援を必要とする人から避難についての不安の声が多く上がり、急遽市内2か所で高齢、障がい等を理由に通常の避難所では生活が難しい人のための避難所を開設しました。
- ・ 福祉的な支援を必要とする人が、身近な地域で事前に避難できる体制づくりについて、地域と連携して検討していくことが必要です。

各計画の行動目標

共通取り組み項目	地域福祉	高齢者福祉	障がい者福祉
1 「顔の見える地域」の維持継続	・自治会、学校単位の各種イベント等の機会を活用して、世代間の交流を促進します。	・各種生きがいづくり、サロン活動、介護予防活動の活性化を図り、身近な地域の交流拠点づくりを推進します。	・地域交流、特別支援学校や特別支援学級との交流、障がいの有無に関わらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の推進により、幼少期から地域でともに育つ環境づくりを進めます。
2 地域のチカラを結集！連携と協働の体制強化	・自治会、民生委員児童委員協議会が組織的に交流する機会をつくることで、地域の担い手として協働する環境づくりを進めます。	・介護予防事業や、雲仙市シルバー人材センターの事業を通して、元気高齢者が地域の担い手として活躍する機会を確保します。	・障がい者団体と地域団体との交流、連携を進め、障がいについての地域の理解促進を図ることで、障がい者が、日頃生活している身近な地域とのつながりを持てる環境づくりを進めます。
3 災害時等における早期避難体制の整備	・福祉的な支援を必要とする人が、事前に避難できるよう、防災分野と連携しながら早期避難体制の整備に努めます。	・ひとり暮らしで支援を必要としている人、認知症の人等を隣近所で日頃から見守り合う関係づくりを進めます。	・障がい者が早期に避難できるよう、障がいの特性に合わせた支援体制づくりを進めます。

※インクルーシブ教育：障がいの有無に関わらず、子どもたちがともに教育を受けること。

第4章 地域福祉推進のための施策の展開

＜地域福祉活動計画＞……雲仙市社会福祉協議会

基本目標1 包括的な支援体制の基盤づくり

(1) 相談機能の強化

【取り組み】

- ・身近な相談窓口の整備

■今後の取り組み

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
○福祉相談窓口について周知を図るとともに、窓口到手話通訳者を配置し、安心して相談できる体制を整備します。 ○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯について民生委員児童委員と情報を共有し、円滑な活動が行われるよう支援します。 ○地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携のもと、高齢者等の相談や支援を行います。 ○関係機関との連携等により専門性の高い情報提供や相談体制の整備に努めます。	○専門相談窓口を設置し、相談者の利便性の向上に努めます。 ○一般相談窓口を本部及び各支所に設置し、生活上での不安や悩み、困りごとについて相談しやすい体制を整えます。 ○困りごとが気軽に相談できるよう各種相談機能を高め、相談・支援体制の整備、充実に努めます。 ○市や関係機関と連携し、支援が必要な人を包括的に支援する体制づくりに努めます。

地域のみなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの
自助・互助・共助
○困っているときは悩みを一人で抱えこまず、身近な人や民生委員児童委員に相談します。 ○身近な地域の相談窓口を活用します。 ○家族や身近な地域の中で悩んでいる人をみかけたら、関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけます。 など

■市・社協の主な事業・活動

項目名	担当	内容
職員の相談支援能力の向上	市 社会福祉協議会	外部・内部の研修等へ積極的に参加し、福祉施策や福祉ニーズの変化等について学び、スキルアップに努めることで、職員の相談支援能力の向上を図ります。
福祉総合相談事業	社会福祉協議会	福祉総合相談窓口を設置し、法律関係から暮らしの心配ごとまで総合的に受け止める窓口を開設します。

(2) 情報発信、福祉教育の推進

【取り組み】

- ・ 行政の情報（各種制度や事業）等の周知の充実
- ・ 福祉教育の充実

■今後の取り組み

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
○ 民生委員児童委員の活動について自治会回覧による周知とともに、広報「うんぜん」への掲載を検討します。 ○ 福祉サービス関連情報の確実かつ効果的な提供に努めます。 ○ 関係機関と連携し、福祉教育を推進します。	○ 相談窓口の利用率を上げるため、広報誌等を活用しながら、さらなる市民への周知を図ります。 ○ 民生委員児童委員の活動について、広報誌「にじ」へ掲載し、周知を図ります。 ○ 児童・生徒の福祉教育等を支援し、福祉に関する意識の高揚に努めるとともに、ボランティアの活用を図ります。 ○ 一般市民への福祉教育の浸透を図るため、各地区における地域学習会の実施を目指します。

地域のみなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの
自助・互助・共助
○ 広報誌やホームページに目を通し、各種相談窓口に関する情報を入手します。 ○ 福祉に関する学習会や研修会等へ参加します。 など

■市・社協の主な事業・活動

項目名	担当	内容
多様な媒体による広報	市 社会福祉協議会	ホームページやSNS等を通して、市や社会福祉協議会の事業活動にとどまらず、福祉活動や福祉サービスの様々な情報について発信します。
社協広報誌「にじ」の発行	社会福祉協議会	社会福祉協議会の事業・活動をわかりやすく記載するとともに、市内の福祉団体の福祉活動や福祉サービスの情報、地域における福祉活動や課題等の情報を広く掲載します。
福祉教育等支援事業	社会福祉協議会	小中学生及び一般市民を対象に、福祉講話、車いす、アイマスク等、福祉体験学習の指導や指導者の育成、関係機関・ボランティア等へのコーディネートを行います。

基本目標2 地域で支え合い、助け合う仕組みづくり

(1) 担い手の育成

【取り組み】

- ・地域リーダーの養成
- ・ボランティアの育成・組織創設
- ・福祉活動の相談、指導を担当する専門職員の充実

■今後の取り組み

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
○地域で行われているボランティア活動を支援します。 ○地域の課題等に対応する新たなボランティア組織の創設を支援します。 ○ボランティア関連情報の収集・発信等により、ボランティア活動への参加を促進します。 ○視覚障害者生活訓練事業において、視覚障がい者とボランティアの交流会を行います。 ○社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域福祉を推進する人材の育成に努めます。 ○福祉活動の相談員・指導員の育成や設置について、関係機関との連携を図ります。	○地域で行われているボランティア活動を支援するとともに、市民の参加意欲を促す記事を広報誌「にじ」等に掲載し、情報の発信に努めます。 ○自治会活動等において、地域の課題等に対応する新たなボランティア組織の創設を支援します。 ○ボランティアの登録から斡旋まで円滑につながるよう、ボランティアセンターの周知を図り、活性化に努めます。 ○ボランティア研修会や講習会を開催し、地域でのボランティア意識の向上やスキルアップを図ります。 ○ボランティア団体のネットワークを構築及び拡充し、推進します。 ○ボランティアセンター機能の充実、強化に努めます。 ○福祉活動の相談員や指導員の育成に努めます。 ○地域福祉を担う人材の発掘と育成に努めるとともに、自治会等が実施する支え合い活動を支援します。

地域みなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの

自助・互助・共助

- ボランティア研修会や講習会に参加します。
- 地域で行われているボランティア活動に参加します。
- 地域の課題等に対応する新たなボランティアについて、地域で話し合います。
- 地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら積極的に参加するよう心がけます。 など

■市・社協の主な事業・活動

項目名	担当	内容
地域で活躍する人材の養成	社会福祉協議会	各種講座等により地域福祉活動の担い手を養成し、地域におけるボランティア活動をはじめとする支え合い活動の推進を図ります。
ボランティアセンター事業	社会福祉協議会	ボランティアニーズの把握と、活動希望者の登録及び情報提供を行い、活動に結びつける調整を行います。また、SNSや社会福祉協議会のホームページ等を活用し、センターの活動について周知していきます。



(2) 地域での参加機会の充実

【取り組み】

- ・活動の拠点となる場の整備・提供
- ・高齢者・障がい者・子ども達が交流できる場づくり
- ・障がい者について地域で理解を深める
- ・公共施設等の市民利用の拡充（施設の有効利用促進）
- ・自治会活動の支援
- ・地域の交流促進

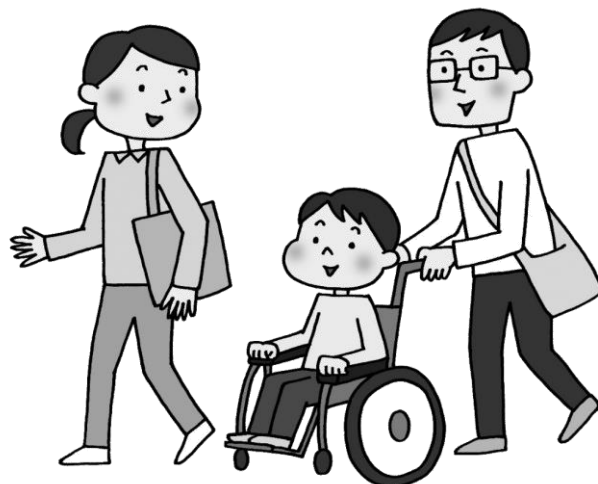
■今後の取り組み

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
○ボランティア活動を促進するため、活動の拠点となる施設等の情報提供に努めます。 ○地域で行われる福祉活動を積極的に支援します。 ○高齢者、障がい者の支援に関する（体験）学習会等を開催します。 ○市民が集い交流を図る場として、公共施設の利用を促進します。 ○自治会や社会福祉協議会等が行う地域や世代間の交流を支援します。 ○市内の自治会や小中学校で、ろう者と手話通訳者による手話の出前講座を実施し、手話の普及活動や障がい者の理解促進に努めます。 ○手話養成奉仕員養成講座や登録手話奉仕員研修会を実施し、ろう者の自立と社会参加のため、手話を利用できる環境整備に努めます。 ○市が主催する行事に聴覚障がい者の方も参加できるよう、手話通訳者の派遣を行います。	○高齢者のいきいきサロンや子育てサロン等の各種事業を通じて、世代間の交流やふれあい活動を推進します。 ○高齢者、障がい者の支援に関する（体験）学習会等の開催に協力します。 ○子どもから高齢者まで参加しやすい事業を検討し、交流の場づくりに努めます。 ○地域福祉に関する自治会活動への支援を行います。 ○地域で活躍する福祉団体等への支援を充実し、地域福祉活動の推進を図ります。 ○市や各総合支所、本部や各支所と連携をとりながら、福祉団体への支援を推進します。

地域のみなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの
自助・互助・共助
○地域の行事や交流の場に積極的に参加します。 ○高齢者、障がい者について理解を深めます。 ○高齢者、障がい者の支援に関する（体験）学習会等へ参加します。 など

■市・社協の主な事業・活動

項目名	担当	内容
福祉推進員会議	社会福祉協議会	福祉推進員（自治会長）に対し、社協の事業説明や意見交換等の場を設け、各種活動への理解を深め、地域福祉活動の促進を図ります。
ふれあい・いきいきサロン	社会福祉協議会	地域における集いの場である「ふれあい・いきいきサロン」に対し、活動支援の充実を図ります。
認知症カフェ	社会福祉協議会	認知症の人とその家族だけでなく、地域の住民、介護や医療の専門職等誰もが参加できる場所を提供し、充実を図ります。



(3) いきいきとした高齢社会の実現

【取り組み】

- ・高齢者の活動の充実
- ・高齢者の働く場所の確保、提供

■今後の取り組み

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
○健康教育や認知症予防等の介護予防教室の充実に努めます。 ○老人クラブや各種クラブ・サークル等の運営や活動を支援します。 ○地域の集いの場づくりを推進、支援します。 ○関係機関と連携し、介護予防事業の充実に努めます。 ○高年齢者の就業機会の確保・提供を行うシルバー人材センターの活動を支援します。	○地域で実施される各種健康教室等の支援に努めます。 ○生きがいづくりにつながる事業を推進するとともに、地域の集いの場づくり(サロン等)に努めます。 ○関係機関・団体と連携し、認知症予防・介護予防活動を推進します。

地域のみなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの
自助・互助・共助
○各種健康教室やスポーツ大会、イベント等に参加します。 ○老人クラブや各種文化クラブ、スポーツクラブ等に参加します。 ○地域でのボランティア活動に参加します。 ○地域でお互いに声を掛け合い、仲間づくりに努めます。 など

■市・社協の主な事業・活動

項目名	担当	内容
福祉団体活動支援	社会福祉協議会	老人クラブや民生委員児童委員協議会等の事務支援をはじめ、福祉団体の活動支援を行うとともに協働による地域福祉の推進を図ります。
地域福祉活動に対する支援	社会福祉協議会	町域や市域で行う交流イベントや各種研修会等、様々な活動を行う団体に対し、活動助成を行います。

基本目標3 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

(1) 福祉サービスの充実

【取り組み】

- ・高齢者福祉サービスの充実
- ・障がい者福祉サービスの充実
- ・福祉・保健・医療の連携強化

■今後の取り組み

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
○個別福祉計画に基づき、ニーズに合った福祉サービスの提供に努めます。 ○関係機関と連携し、認知症サポーター講習会等各種講習会を開催します。 ○福祉・保健・医療・介護分野との連携による地域包括ケアシステムの構築を推進します。 ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、実態の把握に努めます。	○地域の社会資源を活用した福祉サービスの提供に努めます。 ○地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関・団体と連携し、ニーズに応じた生活支援サービスが提供できる体制づくりに協力します。 ○地域における生活支援コーディネーターや協議体の設置に向けて、検討を進めます。 ○判断能力が不十分な高齢者や障がい者等を支援する「日常生活自立支援事業」及び「法人後見事業」を推進します。

地域のみなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの
自助・互助・共助
○福祉に関する制度やサービスに関心を持ちます。 ○広報誌等により、日常的なサービスと相談窓口についての情報収集に努めます。 ○地域で開催される講習会等へ参加します。 など

■市・社協の主な事業・活動

項目名	担当	内容
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会	生活支援コーディネーターや協議体を地域に設置し、地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発、サービス提供主体間のネットワークの構築等を行います。

項目名	担当	内容
福祉用具貸出事業	社会福祉協議会	所有する福祉用具等を、市内に居住する必要な方へ一時的に貸し出します。
法人後見事業	社会福祉協議会	判断能力が十分でない成年者の法律行為の援助を目的として、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の意思決定が困難な方の判断能力を補うため、裁判所が選任する成年後見人等として本会が受任し、成年後見人、保佐人もしくは補助人となり、財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護します。
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	認知症高齢者、知的障がい・精神障がい者の中で、判断能力が十分ではない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常生活の金銭管等を行います。

(2) 交通弱者の支援とバリアフリー化の推進

【取り組み】

- ・バリアフリー化の推進
- ・交通手段の確保

■今後の取り組み

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
○高齢者や障がい者に対するタクシー券助成制度の充実等、交通弱者対策を推進します。 ○高齢者や障がい者が安全で快適に生活できるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進します。	○地域や学校において、バリアフリーに関する学習会の開催や体験学習等で地域のバリアフリーチェックやユニバーサルデザインに関する紹介を行うなど、意識高揚と暮らしやすい地域づくりに必要な情報を提供します。

地域みなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの
自助・互助・共助
○点字ブロックの上や狭い道路に障がい物を置かないようにします。 ○高齢者や障がい者等、移動に困難を抱える人を手助けします。 など

(3) 地域の支え合い活動の活性化

【取り組み】

- ・地域でのあいさつ・声かけでコミュニケーション
- ・買い物、ごみ出し、その他生活支援の推進
- ・見守り活動の推進、拡充

■今後の取り組み

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
○地域、社会福祉協議会と連携して、あいさつ・声かけ運動を支援します。 ○徘徊模擬訓練やＳＯＳ見守りネットワーク協議会を開催し、高齢者の見守りネットワークの強化に努めます。	○各種福祉機関や団体と連携のもと、あいさつ・声かけ運動を推進します。 ○行政が推進する見守りネットワーク体制整備へ各種団体と協力します。 ○外出や買い物等の日常生活に関わる福祉ニーズの把握に努め、様々な形態の買い物支援、移動支援につなげます。 ○民生委員児童委員、関係機関等と連携し、福祉サービス利用に結びついていない要援護者の把握に努めます。 ○認知症高齢者等の見守り支援について研究します。
地域のみなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの	
自助・互助・共助	
○あいさつをする、近所に声をかけるなど、日頃から普段の近所づきあいを大切にします。 ○見守り、声かけ、ごみ出し等の支援に積極的に参加、協力します。 ○回覧板の回付時には、必ず“声かけ”をします。 ○身近な地域の中に困った人や見守りが必要な人がいないか目を配ります。 ○困っている人を見かけたら声かけ、手助けをします。 など	

■市・社協の主な事業・活動

項目名	担当	内容
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会	生活支援コーディネーターや協議体を地域に設置し、地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発、サービス提供主体間のネットワークの構築等を行います。
見守りネットワークの推進	社会福祉協議会	認知症高齢者の見守り支援を推進します。
黄色い帽子配布事業	社会福祉協議会	新入学児童を対象に、黄色い帽子を配布し、交通安全の意識高揚と交通事故防止の推進を図ります。

(4) 子育て環境の充実

【取り組み】

- ・保育サービスの充実
- ・子ども・子育て支援の充実
- ・子育て環境の整備

■今後の取り組み

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
○多様化する子育てニーズに対応した保育サービス等の提供に努めます。 ○妊娠期～出産～子育て期の切れ目ない子育て支援に努めます。 ○地域による子育て支援の推進に努めます。	○子育てサークル等の活動を支援します。 ○地域における子育て支援を推進します。 ○関係機関やボランティア等と連携し、子ども達の交流や体験教室等の事業を開催します。

地域のみなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの
自助・互助・共助 ○子育て先輩の母親と子育て中の母親の交流をします。 ○児童の登下校の見守り等、地域で子育てを支援します。 など

（５）障がい者（児）への支援の充実

【取り組み】

- ・障がい者との交流の場の提供
- ・障がい者の働く場の提供、就労支援

■今後の取り組み

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
○「障がい」についての講習会の開催や研修会の支援に努めます。 ○障害者就労支援セミナーを開催し、障がい者の就労支援を行います。 ○関係機関との連携のもと、障がい者等の就労に関する相談会の会場を提供し、当事者や家族に対し、支援を行います。 ○民間企業での職場実習の機会の拡大及び障がい者の就労能力の向上を促進します。 ○ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者が働けるように企業への働きかけを行います。 ○障がい児が特別支援学校に通学する際に利用する通学支援のためのバスを運行します。 ○ヘルプカードについて、広報「うんぜん」への掲載や障害者手帳交付、障害者相談員研修会を通して周知を図ります。	○障がい者が集う場づくりに努めます。 ○障がい者やその家族をフォローする情報の提供を行います。 ○障がい者をサポートするボランティア活動を推進します。

地域のみなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの
自助・互助・共助
○「障がい」の特性を理解し、助け合います。 ○障がい者とのふれあいの場に参加します。 ○障がい者との交流の場に参加するなど、地域でのコミュニケーションを図ります。 ○障がい者の働きやすい環境を整備し、雇用の拡大を図ります。

(6) 生活困窮者の自立支援

【取り組み】

- ・相談・支援体制等の充実
- ・任意事業への取り組み

■今後の取り組み

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
○生活困窮者の自立を図るため、関係機関と連携し、自立相談支援事業及び住宅確保給付金による支援に積極的に取り組み、生活困窮者の就労、自立を促進します。 ○就労準備支援事業等、任意事業の取り組みについて検討します。	○生活困窮者等への生活支援を行う取り組みを推進し、支援内容の充実に努めます。 ○利用者の世帯更生を支援するとともに、貸付資金の滞納者等への償還指導の推進と償還率の引き上げに努めます。

地域のみなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの
自助・互助・共助
○悩みごとや心配ごとを一人で抱えこまず、周囲の人に相談します。 ○必要があれば、福祉事務所やハローワークの相談窓口を活用します。 ○身の回りで相談を受けたら、話を聞き、必要に応じて相談機関を紹介します。 など

■市・社協の主な事業・活動

項目名	担当	内容
生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、また、失業等によって生活の維持が困難となった世帯に対し、必要に応じた生活資金の貸付を行い、生活の自立を支援します。
福祉資金貸付事業	社会福祉協議会	一般の金融機関等から資金の融資を受けることが困難な世帯に対し、一時的に必要な少額資金の貸付を行います。
緊急食糧支援事業	社会福祉協議会	生計困難者等へ必要に応じて生活必需品の給付、食事の提供等の支援を行います。

基本目標4 安全で安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域防災体制の強化

【取り組み】

- ・災害ボランティアセンターの体制整備
- ・避難行動要支援者の把握
- ・地域での防災訓練の実施
- ・自主防災組織の育成・強化

■今後の取り組み

行政が取り組むこと		社会福祉協議会が取り組むこと	
地域福祉計画		地域福祉活動計画	
○避難行動要支援者名簿を更新し、関係機関との情報共有を図ります。 ○避難行動要支援者名簿を活用した見守りや日常的な支え合い活動について検討し、支援の充実にあたります。 ○住民の防災意識の向上を図るため、広報紙への掲載や出前講座を実施します。 ○大雨や台風時に、防災行政無線やホームページ、アプリ等を活用し、適切な防災情報、避難情報を迅速に発信します。 ○地域での見守り体制の整備や災害時等緊急時に要支援者を支援する仕組みづくりを推進します。 ○地域主体の防災活動を推進するため、自主防災組織等の育成や地域の防災訓練等を支援します。		○災害ボランティアに関する研究に努めます。 ○災害ボランティアセンター設置訓練に取り組むとともに、災害ボランティアの育成と災害時に円滑に対応できる体制をつくります。 ○市や民生委員児童委員と連携し、避難行動要支援者の把握に努めます。	

地域のみなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの	
自助・互助・共助	
○緊急時に備え、避難場所の確認や非常時持ち出し品の準備等、防災マップ等で確認をします。 ○災害時の避難や支援がスムーズに行えるよう、防災について地域や家庭内で話す機会をつくります。 ○防災訓練や避難行動要支援者避難訓練等を自治会や地域で開催するとともに、積極的に参加します。 など	

■市・社協の主な事業・活動

項目名	担当	内容
避難行動要支援者名簿の整備	市 社会福祉協議会	避難行動要支援者台帳の整備を市と協働により進めます。
災害対策支援事業	市 社会福祉協議会	大規模災害発災後にボランティア活動が効果的に展開されるよう設置される災害ボランティアセンターの体制整備を進めます。
災害時を意識した見守り活動の推進	市 社会福祉協議会	災害時の安否確認や避難行動支援等を意識し、ふれあいネットワークによる日頃の声かけや見守り訪問を実施するよう呼びかけます。



(2) 安全安心な暮らしの実現

【取り組み】

- ・交通安全のまちづくり
- ・権利擁護の推進（雲仙市成年後見制度利用促進基本計画）
- ・防犯啓発に関する取り組み（雲仙市再犯防止推進計画）

■今後の取り組み

行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
地域福祉計画	地域福祉活動計画
○高齢者を対象とした交通安全教室等、年代に応じた交通安全活動を進めます。 ○高齢者等が犯罪等に巻き込まれないよう各種取り組みのほか、関係機関との連携等に努めます。 ○消費生活センターを中心とした相談体制の充実に取り組みます。 ○地域における権利擁護の支援を推進するため、法律・福祉・医療の専門職団体や関係機関等が連携するネットワークを構築します。 ○法律・福祉等の専門的な支援や関係機関からの円滑な協力を得て、地域における連携と対応強化の推進役を担う中核機関を整備します。 ○中核機関を中心に、成年後見制度の周知・啓発と相談機能の強化を図り、成年後見制度の利用を促進します。 ○再犯防止の取り組みや情報を共有するための連絡会議に出席し、連携の強化に協力します。 ○犯罪被害者等支援の充実のため、県や他市町と連携のもと、会議・研修会の開催を検討します。 ○犯罪被害者等の置かれている状況をはじめ、犯罪被害者等の心情について、市民の理解を深めるための啓発活動を検討します。	○高齢者、障がい者、子どもを対象とした交通安全講習会の開催に協力します。 ○広報誌等により、交通安全等に対する意識啓発と情報の発信に努めます。 ○交通事故から高齢者や子どもを守るため、地域や学校、家族等と連携した見守り活動等を推進します。 ○認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用に関する相談や手続き支援を行うとともに、成年後見制度の普及と啓発に努めます。 ○認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で日常生活の判断に不安のある人の福祉サービスの利用手続き、日常的金銭管理、書類等の管理を手伝います。

地域のみなさんや市民一人ひとりが取り組むことができるもの

自助・互助・共助

- 交通マナーの向上を心がけます。
- 防犯意識を高め、防犯パトロールを行います。
- 成年後見制度や虐待の防止等に関する知識を深めます。
- 虐待や権利侵害に気づいた場合には、速やかに適切な機関に相談します。
- 地域における権利擁護の担い手として、権利擁護の取り組みに参加し、協力します。
- 地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識を持ち、あらゆる関係団体で連携を図ります。
- 「社会を明るくする運動」への理解を深め、積極的に参加します。
- 保護司、保護司会等の更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に参加し、協力します。 など

■市・社協の主な事業・活動

項目名	担当	内容
法人後見事業	社会福祉協議会	判断能力が十分でない成年者の法律行為の援助を目的として、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の意思決定が困難な方の判断能力を補うため、裁判所が選任する成年後見人等として本会が受任し、成年後見人、保佐人もしくは補助人となり、財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護します。



第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

■住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

■地域の役割

住民にとって最も身近な拠り所として、個人や家庭を見守り、市での把握が困難な福祉ニーズの集約や市での対応が困難な部分を補うことで、地域の福祉環境を整備します。

また、地域における福祉課題に対して、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、それぞれの特性を活かし、互いに連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが期待されます。

■社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割を担っています。それを果たすために、本計画に基づき、地域における福祉活動を担う地域に密着した組織・団体との連携のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動の推進に努めます。

■市の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上を目指して、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、各地域の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理

(1) 計画内容の周知・広報

地域福祉の推進には、地域に関わるすべての人の連携・協働が必要であり、一人でも多くの市民に対し、地域福祉に対する理解を広げていくことが大切です。

そのため、計画の普及啓発にあたっては、広報誌やホームページ等を活用して広く市民への周知を図るとともに、地域で活動を行う団体と連携をとりながら、地域福祉に関する理解の普及を目指します。

(2) 計画全体の進行管理

本計画を総合的に推進していくために、地域福祉に関係する団体の代表者等で構成する「雲仙市地域福祉計画策定及び推進委員会」を定期的開催し、施策や取り組みについて、年度ごとに進捗状況を把握・評価し、その後の計画の推進に反映していきます。

また、地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、多岐にわたるため、関係機関と連携を図り、施策の検討・見直しを行います。

3 推進体制の構築

地域福祉の推進においては、地域福祉の行動計画である地域福祉活動計画の策定主体であり、地域における実践的な福祉を担う社会福祉協議会と行政との連携の強化が必要です。行政と社会福祉協議会を「福祉の両輪」としての機能を保持させるため、市は、社会福祉協議会の活動を積極的に支援します。

また、社会福祉協議会の活動においては、地域住民や関係団体との連携が重要です。地域との関わりを強化しながら、地域福祉活動計画を推進するため、事業評価や事務局体制の見直しを行い、効率的な地域福祉推進体制の構築を図ります。

資料

1 雲仙市地域福祉計画策定及び推進委員会 関係資料

(1) 委員会要綱

○雲仙市地域福祉計画策定及び推進委員会設置要綱

平成24年3月8日

告示第17号

改正 平成27年3月24日告示第19号

平成28年4月1日告示第46号

(設置)

第1条 雲仙市地域福祉計画（以下「計画」という。）に基づく地域福祉を推進するため、雲仙市地域福祉計画策定及び推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行状況及び推進のための方策の検討に関すること。
- (3) 計画の見直しに関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 福祉向上を図るため、各種分野から様々な意見を聴く必要があることから、委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉に関する事業に従事する者
- (3) 社会福祉団体の関係者
- (4) 医療機関を代表する者
- (5) 関係官公庁の職員
- (6) 前各号に定める者のほか、市が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年間とする。

2 委員の辞任による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選より、これを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後の最初の協議会の招集は市長が行うものとする。

附 則 (平成27年3月24日告示第19号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この告示による改正後の雲仙市地域福祉計画策定及び推進委員会設置要綱第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後に初めて行う会議の招集は、市長が行うものとする。

附 則 (平成28年4月1日告示第46号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 委員会委員名簿

雲仙市地域福祉計画策定及び推進委員会委員名簿

要綱に基づく区分	任期：令和2年11月11日～令和5年11月10日	
	所属・職名	氏名
(1) 学識経験者	長崎ウエスレヤン大学	教授 中野 伸彦
	一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき	事務局長 山本 倫子
(2) 社会福祉に関する事業に従事する者	雲仙市社会福祉協議会	会長 本多 周太
	雲仙市地域包括支援センター	所長 吉武 直樹
	合同会社まごーリーふ	代表社員 山本 千恵
(3) 社会福祉団体の関係者	雲仙市民生委員児童委員協議会	会長 林田 秀美
	雲仙市老人クラブ連合会	副会長 原田 勉
	特定非営利活動法人ふれあいネットワーク・ピア	理事長 辻 浩一郎
	雲仙市保育会	副会長 馬場 博
(4) 医療機関を代表する者	南高医師会	理事 菅 喜郎
(5) 関係官公庁の職員	小浜消防署 予防設備課	課長 柳谷 隆幸
(6) 市が必要と認める者	雲仙市自治会長連合会	会長 宮崎 正秋
	雲仙市婦人会連絡協議会	会長 村上 智恵子
	雲仙市PTA連合会	会長 山下 聖友
	雲仙市立小中学校校長会 (北串小学校)	校長 松田 良重
行政	雲仙市 地域振興部	部長 尾上 美徳
	雲仙市 市民生活部	部長 本多 正剛
	雲仙市教育委員会	教育次長 富永 修一
	雲仙市 健康福祉部	部長 東 裕実

2 用語解説

【あ行】

■いきいきサロン

ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者等と地域住民（ボランティア等）が、身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げる活動。また、地域の介護予防等の拠点として機能する活動をいう。

■NPO

広義には民間非営利組織といわれるもので、営利を目的としない団体を指す。

【か行】

■介護予防

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、あるいは、要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと。高齢者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するという介護保険の基本理念を徹底するもの。

■核家族

夫婦と未婚の子からなる家族を基本として、片親と未婚の子からなるもの、夫婦のみからなるもの、を含む。

【さ行】

■災害時要援護者（避難行動要支援者）

高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時に何らかの手助け（援助）を必要とする人をいう。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速

な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする人を「避難行動要支援者」という。

■災害ボランティアセンター

災害時に被災地に設置され、被災者のニーズ把握やボランティアの受け入れを行うなど、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点をいう。

■自主防災組織

地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という目的のもと、地域の防災活動を効果的に行うための自発的な防災組織のこと。

■社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

■社会福祉協議会

住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉施設や関係団体等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関の参加・協力のもと、福祉のまちづくりを目的として様々な活動を行う民間団体。

■シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県が市町村（特別区を含む）に1個に限り指定する公益法人。その能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を提供するほか、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を実施する。

■生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

■成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断能力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つからなる。

【た行】

■地域コミュニティ

ある一定の地域に属する人々のつながり、またはある一定の地域において自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う地域集団のこと。

■地域包括ケアシステム

高齢者が病気や要介護状態になった場合でも、住み慣れた地域で自分らしい生活を可能とするために、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組みをいう。

【な行】

■日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等のうち判断能力が不十分な者の福祉サービスの利用に関する援助を行うことにより、地域における自立した生活を支援する事業。実施主体は、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。

■認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症にな

った人の手助け等を本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には、認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。

■ネットワーク

地域における住民同士の複数の関係のつながりを指すものとして使われる。また、援助専門機関の「連携」という意味で用いる場合もある。

■ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方、方法をいう。

障がいをもつ人々に対する取り組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省し、払拭しようとするもの。

【は行】

■バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計のことをいう。

具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり・点字の案内板の設置等が挙げられる。

■福祉教育

国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

■ヘルプカード

雲仙市ヘルプカード制度として、平成27年10月より実施されており、障がいや高齢のために援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードをいう。

■防災マップ

「雲仙市防災マップ」として、市民に風水害や地震に関する情報の提供や災害に対する事前の備えに役立てていただくため、平成27年3月に雲仙市が作成したもの。「防災マップ」には、土砂災害危険箇所や避難所などが掲載され、様々な災害に対する知識と備えがまとめられている。

■（無償）ボランティア

無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいう。（自らの意志に基づき無償で福祉活動等を行う者のこと。）

個人又はグループで行う、①手話・点訳、学習指導等の技術援助、②児童・高齢者等の介護や話し相手等の自己の労力・時間の提供、③一日里親、留学生招待、施設提供等の活動をいう。

■ボランティアセンター

ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会に設置されている機関。ボランティア参加の啓発やきっかけづくり、活動の支援や推進基盤の整備、プログラムの開発、地域におけるネットワークづくり等を役割としている。

【ま行】

■民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受け、社会調査や福祉行政に協力し、地域福祉の推進を図ることが職務。児童福祉に関する問題や子育て支援の相談指導を行う児童委員を兼ねる。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

障がいの有無に関わらず、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計されたものをいう。障がい者・高齢者の利用にとって障壁となる部分の除去や改善を施すバリアフリーデザインの理念が発展し、種々の生活用品の商品開発段階で障がい者・健常者が「共用」することが見据えられ、最初からすべての人々の使用を意識して考え、設計されるようになった。

